

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (14.2定)			
日 時	平成 1 4 年 6 月 1 3 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 8 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	久末委員長、秋山副委員長、前田・成田・大竹・松本(光)・大畠 ・中島・古沢・見楚谷・佐々木(勝)・斉藤(陽) 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、水道局長、教育長、総務・企画・財政・経済 ・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育 各部長、企画部参事、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係 理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～ 会議の概要 ～

○委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に古沢委員、佐々木勝利委員をご指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり審査日程が決定いたしましたことをご報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

横田委員が成田委員に、斉藤裕敬委員が大畠委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順序といたします。

共産党。

○古沢委員

米艦船入港について

私は、代表質問でお伺いしたことに関連して、今日は3点でお伺いしたいと思います。

まず、1点目は、イージス艦、カーチス・ウィルバーの件ですが、同艦が長崎港に入港したのはいつでしたか。

○港湾部次長

長崎港に入港したのは、6月6日午前8時に接岸した、そのように聞いております。

○古沢委員

寄港の目的は、どのように伝えられていますか。

○港湾部次長

入港目的でございますけれども、新聞報道によりますと、いわゆる通常入港ということで、乗組員の休養、物資の補給ということで行っております。

○古沢委員

同艦の艦長、エイブラウンソン艦長ですが、日本の市民との友情のきずなを強めたいというふうに長崎に入った際におっしゃったそうです。

同艦の長崎港入港に当たって、長崎県知事、長崎市長は、どのように対応したか、お知らせください。

○港湾部次長

米艦の入港に対しましての県、それから市の対応でございますけれども、長崎県の方の対応といたしましては、入港回避の要請を外務省に対して行っております。またあわせて、在福岡米国領事館、さらには大使館の方に要請文を渡しているということで伺っています。

それから、長崎市の方の対応でございますけれども、同じく外務省を訪れまして、内閣総理大臣や外務大臣あての要請文を渡しています。さらには、在福岡アメリカ合衆国領事館、これに対しても要請文を郵送したというようなことで聞いております。

○古沢委員

現地の新聞によりますと、9日、カーチス・ウィルバーの乗組員が、暴行傷害事件で現行犯逮捕されたと報道されております。

承知していますか。

○総務部次長

毎日新聞の報道で、その記事については承知してございます。

これについては、札幌総領事館に改めて内容をお聞きしましたがけれども、この記事の中身としましては、飲食店の従業員への傷害で逮捕されたのだということになっておりました。

しかし、その飲食店の中で日本人の男女もおりまして、米兵2人だったそうですけれども、そこでお互いに飲んでいろいろやっているうちに、どうも日本人の男性が、米兵にやたら話しかけてきたりとか、あるいは体をさわってきたりということがあったようでございます。これに対して、米兵の方は、そういうことを嫌がって制止したのだそうですけれども、どうもそれをなかなか聞かないということもありまして、それで手を出したと。一発やったというようなことを言っていましたけれども。

そういうことで、その後、支払いをして、店を出たそうですけれども、その後に日本人の方が後を追って行って、手を広げて制止されたために、そこでまた改めて何かいさかいが起きて、それで傷害ということで警察が駆けつけてとらえられた、こういうようなことだということで札幌の総領事館の方では話をされておりました。

○古沢委員

総領事館の情報ですね。

三等兵曹チャールズ・レオン・グリーン3世、21歳だそうですが、スナックの従業員の顔を10数回殴ってけがをさせた。9日、午前6時25分ごろです。午前6時25分ごろと。現行犯逮捕をされたそうです。

それでは、カーチス・ウィルバーが長崎港を出港したのはいつですか。

○港湾部次長

米艦が出港いたしましたのは、6月10日午前8時ということで伺っております。

○古沢委員

米艦が入港する際は、必ず、乗組員の休養、そして親善、友好というふうに言うわけです。世間の常識といいですか、こうした事件が起きたとすれば、市民に対する何がしかのおわびの行動みたいなものは当然あるわけですが、そういったこともなしに予定どおり出たというふうに言われているのです。

文字どおり、カーチス・ウィルバーが長崎に入ったのは、友好親善ではなくて、軍事行動の一環として、乗組員の1人が傷害事件を起こしたとしても、軍事行動の一環とすれば、言ってみれば落後者と言ってもいいでしょう。そのために出港予定を延ばすなどということはできないと思うのです。それで、予定どおり10日に韓国に向けて出ました。

このイージス艦が、今月下旬、小樽に入ってくるわけです。目的は、やっぱり友好親善ということになるのでしょうか。

この受入れについて、毅然とした態度で臨んでほしいということを代表質問でお伺いしました。改めて市長にお伺いしたいと思います、受入れ拒否の表明をきっちりすべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○市長

入港の通知をいただきまして、早速、6月3日に総務部長が総領事館を訪ねまして、入港についての再考を申し入れてきました。その後、総領事の日程がつかないものですから調整していきまして、たまたま昨日、午前中に日程がとれましたので、私も出向きまして、改めて入港について再考してほしいという要請をしてまいりました。

しかし、総領事館の方としては、今回は休養、補給だということもありますし、それから、乗組員のアンケート調査とありますが、行きたい港はどこだと聞きましたら、小樽港が5本の指の一つに入っているので、ぜひひとつお願いしたいと、こういう要請を受けてまいりました。

そういうことでございますので、なかなかこれは難しい問題かなというふうに思っていますので、今後、入港予定までの間に従来どおりの市としての対応をしまして、いずれははっきりさせたいというふうに思っております。

○古沢委員

改めて、要請しておきますが、代表質問でもお答えいただいておりますけれども、こういう状況の下でイージス艦受入れを認めるわけにはいかないと思うのです。ですから、きちんとした対応をぜひとっていただきたいと。時間の関係がありますから、この件については、そういうふうに要請しておきたいと思います。

介護認定と障害者控除について

次は、介護認定と障害者控除の件で何点かお伺いしておきます。

旧厚生省の社会局長通知の中にあります対象となる高齢者という問題ですが、障害者等の手帳の交付を受けていない介護認定者は2,611人というふうにお答えいただいております。

そこで、介護保険料の所得段階別割合で見ますと、第4段階が18.9%、第5段階が5.9%、あわせて24.8%です。これをもとに推定しますと、市民税の課税対象者はおよそ600人強かなというふうに推計できるのですが、そういう見方で妥当かどうか、お答えいただけますか。

○(市民)市民税課長

そのように、第3段階までは市民税非課税となっておりますので、第4段階、第5段階の方々の中に課税されている人が含まれていると考えます。

○古沢委員

資料要求しておりますので、参照いただきたいと思います。

35歳の給与所得者で、これを一つのモデルケースとした場合に、市民税課の方で作成していただいた資料です。この場合、母親が健常者、障害者、特別障害者の場合で、どのような、言ってみれば税の還付を受けることができるかということでご説明ください。

○(市民)市民税課長

お手元に配布させていただきました資料に基づきますと、まず健常者の世帯につきましては、市道民税と所得税を合わせて9万6,900円の金額を納めることになります。

それで、普通障害者がつくということになりますと、減税されて6万4,300円の額となりまして、3万2,600円の還付が可能かと考えております。

また、特別障害者につきましては、表の下にありますけれども、減税されて2万4,300円の年税額となりますので、9万6,900円から差し引きますと、7万2,600円の還付を請求することが可能かと考えます。

○古沢委員

これは、一つのモデルケースですから、最大幅で見ますと、8万円を超える還付が生じる場合も出てくると思うのです。これが、代表質問でお尋ねしていた障害者控除の問題なのです。

代表質問では、市長はこれにお答えいただいております。認定書の発行にあつては、介護認定の調査票の基準を参考にすると。答弁を訂正されまして、参考という文字が入りましたけれども、基準を参考にするというふうにお答えいただきました。

そこで、お伺いしたいと思うのですが、所得税法の第7号、障害者に準ずる、特別障害者に準ずる、これの区分ですが、要介護度を基準の参考とした場合、障害者に準ずるとはどのような人なのか、特別障害者に準ずるとはどのような人なのか、お伺いできますか。

○(福祉)社会福祉課長

お尋ねの障害者控除の方と、それから、特別障害者になる方とのボーダーラインはどこなのかという趣旨のご質問かと思います。

委員もご承知のとおり、障害区分あるいは障害程度と、介護保険の介護度というのは別のものであるという事実がございますけれども、市長からお答えいたしましたように、そういった情報がない場合には、介護保険の介護度を使っていただくという意味でございます。その場合にありましては、所得税法の施行令第10条第1項第7号の趣

旨であります高齢者の振りかえ措置という考え方もございますので、そういう考え方に基づいて個別に認定したい、こういうふうに考えております。

○古沢委員

1点だけ確認しておきたいと思うのですが、介護認定審査会で審査をして介護度の状態区分ごとに介護度が決まるわけですが、要介護状態区分3というのはどういう状態を指しますか。

○(福祉)高齢社会対策室介護保険課長

要介護認定につきましては、介護にどれくらいの手間がかかるか、そのような部分で時間ではかっております。要介護度3に行きますと、例えば入浴とか排せつなどの直接生活介護、例えば洗濯だとか掃除等の間接生活介護、これらの5分野の合計時間が70分以上90分の状態を言います。

それで、具体的な状態の目安としましては、要介護度の3につきましては、入浴、排せつ、衣服の着脱などで全体の介助を必要とする状態。立上りや歩行など自分ではできない状態、このような状態を一般には3と認識しています。

○古沢委員

厚生省で監修した介護支援専門員標準テキスト第2巻、ここで要介護度3というのは今ご説明いただいた内容です。要介護度3というのは重度の介護を要する状態というふうに説明しておりますけれども、間違いありませんね。

○(福祉)高齢社会対策室介護保険課長

要介護度3につきましては、私どもの説明の中では、中程度の介護を要する状態で、重度の部分は要介護度4、5という形で聞いてございます。

○古沢委員

これを言ったのですよ、これを。厚生省で監修しているのは中度と言っていますか。改めて聞きます。

○(福祉)高齢社会対策室介護保険課長

私どもが今参考にしたのは、介護保険実施本部が全国課長会議で説明した資料ですが、その資料の中では、要介護度3につきましては中程度の状態ということで資料をいただいております。

○古沢委員

本当はここで議論したくなかった点なのですが、紹介しておきますけれども、厚生省高齢者ケアサービス体制整備検討委員会標準テキストの第2巻の203ページです。要介護度状態区分3、これは重度の介護を要する状態と言っていますから、後で確認してください。

それで、先ほどご答弁いただいたように、所得税法施行令の改正の趣旨が、高齢者の障害者の救済措置だということでお答えいただきましたし、市長からは、介護認定の基準を参考にして認定証を発行したいというふうにご答弁をいただいておりますから、総じて、そういうことで、介護度1から3の場合、今のご答弁の趣旨を生かして取扱っていただくようお願いしておきたいと思うのです。よろしいですね。

○福祉部長

委員が今おっしゃいました市長からお答えしております個別に判断するということと、それから、個別の認定に当たりましては、さきほど課長からご説明ありましたように、ここで十分に議論された趣旨を踏まえて認定をしていきたいと思います。

○古沢委員

ぜひよろしく願いしたいと思います。

○B Cの市税滞納問題について

財政問題に関連して、三つ目にお伺いしたいと思います。

○B Cの市税滞納問題について、代表質問でもお尋ねをしました。

そこで、まず最初に、簡単な点でご説明いただきたいのですが、O B C は 100%減資するというふうに言われています。これは解散を意味することなのでしょうか。

○(企画)山田参事

解散ではなくて、資本の減資、100%減資をするという行為で、会社そのものは残っております。残る行為です。

○古沢委員

そうしますと、現に出資している人は1回100%減資でゼロになって、そして、改めて出資をするということになるのですね。100あるものを10残して減資する。それで、引き続きO B Cに参加するというのではなく、いったんゼロになって、改めて例えば10なり20なり持出しをするということで再出発をすると、ちょっと雑な言い方ですけども、そういうことなのですか。

○(企画)山田参事

簡単に言うと、そういうことです。

6割減資とか4割減資とかさまざまございますが、これは一つの株主の責任といいますか、株主もいわゆる会社が倒れたことに対する責任というものを持ってもらうという趣旨もあるようですけども、いわゆる100%紙くずになる、株券がゼロになるわけです。そして、新たに増資をして、割り当てて会社の資本を持つということですので、今まで持っていた方もゼロになって、また、俗に言うところの追い銭をもって資本を出すという会社もございますので、そういう枠組みでO B Cは減増資をしたということです。

○古沢委員

そうすると、これも確認ですが、言うところの別除権者の地位ですが、影響を受けることは何もないということですね。

○(企画)山田参事

法人そのものは変更ございませんので、そういった権利関係に変更はございません。

○古沢委員

それで、この別除権者と小樽市の税債権との関係について、ちょっとお尋ねしたいと思うのです。

まず、2億7,000万円の一般優先債権、税債権を小樽市は有している。これは固定資産税だと思うのですが、固定資産税の法定納期限というのはどういうものか、ご説明ください。

○(財政)納税課長

固定資産税に関する法定納期限でございますが、固定資産税につきましては、納期が1期から4期までの4回に分かれております。それぞれ納期限がありまして、そのうちの法定納期限につきましては、第1期の納期限が法定納期限というふうになっております。

○古沢委員

別除権者と税の優先劣後の関係はどのように決まるかという問題ですが、地方税法の第14条の9の規定をちょっとわかりやすくご説明ください。

○(財政)納税課長

地方税法では、第14条で地方税の優先という項がありまして、この条項では、地方公共団体の徴収金は、他のすべての公租公課、その他の債権に先立って徴収するということで、地方税の優先が与えられております。

それに対しまして、14条の9につきましては、法納期限等以前に設定されました質権の優先について規定されております。その中で、法定納期限以前に質権が設定されている場合において、地方公共団体の徴収金が劣後することを内容とした規定になっております。これは、私債権を保護する趣旨というふうになっております。

○古沢委員

第14条の9は私債権保護の規定なのですが、逆読みをすると、どういう場合に税が優先するかという規定である

のです。

まず、お尋ねしておきたいと思うのですが、ポスフルの仮登記設定は平成12年11月22日です、別除権者の1人で。もう一方の別除権、日本政策投資銀行は相当早くから抵当権を設定されています。

ポスフルの平成12年11月22日の仮登記設定に優先する法定納期限の年度の分の固定資産税というのはありますか。

○(財政)納税課長

一般的には、規定が優先する部分はないと思います。

○古沢委員

第14条の9の規定からすると、12年11月に担保設定されているわけですから、12年度の固定資産税が仮に滞納しているとすれば、この12年度の固定資産税の法定納期限は、私債権保護の規定を仮に生かすとしても、それに先んじて優先権を持つということになりますね、12年度の固定資産税は。

○(財政)納税課長

今のご質問につきましては、12年度の固定資産税の法定納期限が12年5月31日になりますので、その期日からいきますと12年11月22日より早いことになりますので、委員さんのご指摘どおり優先されると思います。

○古沢委員

これは、後で聞きますけれども、ただ黙っていて優先するわけではなくて、何がしかの保全措置を講じていることが必要になるわけです。

後でなくて、今、聞きましょうか。滞納となっている税の保全措置というのは一般的にどういうものか、例を挙げてちょっと説明いただけますか。

○(財政)納税課長

一般的ということで行きますと、市税債権を保全するための最終的な措置としましては、滞納者の所有する財産を差押えし、その後、納入がなければ、その差押財産を換価、公売になりますけれども、換価しまして、市税に充当するという手続になるかと思います。

○古沢委員

他に換価猶予という制度がありまして、それは、担保を提供させて、不動産であれば、それに税の側が抵当権を設定して保全措置を講ずるという方法もあります。それらの措置を講じた場合は、先ほど言った例で言えば、ポスフルが担保権を設定しているとしても、12年11月、それに先んじる法定納期限の分の税の滞納があれば、そちらが優先するということなのです。

そこで、委員長、市長に資料を1枚届けてもよろしいですか。

○委員長

どうぞ。

○古沢委員

具体的な話ですから、特定して話すわけにはいかないかなということで、多少は気遣いをしたつもりなのですが、今、市長にお渡しをしたのは登記簿謄本の写しです。

この土地ですが、この土地には抵当権が設定されています。平成13年8月に抵当権設定登記がされている。権利者は別除権者である日本政策投資銀行です。

納税課長に聞きますが、仮にこの土地に保全措置を講じた場合に、小樽市の固定資産税は優先して、別除権者、日本政策投資銀行に優先して税を取り立てることが可能だと思うのですが、いかがですか。

○(財政)納税課長

ご質問の点でございますけれども、13年度の固定資産税の法定納期限の期日と、それから、登記簿謄本に記載さ

れております抵当権の設定の登記日の時期とを比較しますと、委員さんが言われるように市税が優先するように読むことができます。

○古沢委員

代表質問では、小樽ヒルトンの問題も実は再質問でお尋ねしていたのですが、市長から具体的なご答弁がちょっとなかったものですから、再度、確認をしたいと思います。

北海道のふるさと融資から約10億円の融資を受けていたわけですが、本年の2月に約定支払日が到来した。4,100万円が償還不能に陥りました。

そこで、道は、5月27日に、みずほコーポレート銀行から補償履行をしてもらった。みずほは、約10億円ですが、繰上げで全額を道の方に償還しました。

こうした状況は把握されておりますかというふうに再質問のときにちょっと触れていたのですが、この状況を把握されておりますか、念のため、再確認したいと思います。

○(企画)高橋主幹

現地というか、あの施設の中で情報収集する中で、保証行から一括償還されたというふうにお聞きしております。

○古沢委員

ついでに聞きますが、小樽ヒルトンの市税で滞納が発生しているかどうか、答えられないとは思うのですけれども、念のため聞きます。

○(財政)納税課長

申しわけございませんが、個別の例というか、市民税等の状況につきましてお答えすることができませんので、ご理解をよろしくお願いします。

○古沢委員

市長は、代表質問でこのようにお答えいただいています。

未納となっている場合、保全されるように措置をとっていくべきものだというふうにお答えになりました。

さて、そこでお渡しをしたその土地ですが、実にいい土地なのです。保全措置を講ぜられますか。

○財政部長

市長が本会議で再質問にご答弁申し上げましたけれども、納税の関係につきましては、いろいろな納税相談だとか、そういう計画を立てていただきながらやっていく方法が一般的でございまして、そういう方向をとっていくこととなると思います。

○古沢委員

先ほど保全措置というものはどういうものかお尋ねしたのですが、納税折衝をしたりというのは、いわゆる保全措置とは言わないのですよ。それは、財政部長は十分承知のことですね。

ですから、保全措置を講ずるには格好の不動産があるという情報を私は提供したわけですから、どういうふうに保全措置を講ずるのか、お答えいただきたいと思います。

○市長

だれも手を挙げませんので、一般論で言えば、さっき言ったとおり保全措置をとるという答えをさせてもらいましたけれども、状況によって、私も昔は納税にいたものですから、経験で言えば、滞納があるからすぐ差押えするとか、そういう状況にはすぐならないわけです。ですから、いろいろな状況判断の中で、どうしてもこれは真に危ないという場合に限ってはそういった措置をとるということですから、滞納があるからすぐ差押えして、保全していくということにはなかなかならないと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

○古沢委員

理解できないですね。

差押えをしたから、直ちに換価、公売をして税に充当するという場合もあるでしょうし、差押えというのが、差し当たっては保全的な措置だということで様子を見る、そのために差押えを入れておくという場合もあるでしょう。それから、差押えでなくて、物件を提供させて、小樽市が抵当権を設定して換価猶予という制度をとるという保全の措置もあるでしょう。ですから、そういった保全の措置を講じておくということと、直ちに納めさせる、取り立てるということとは別なのです。状況から見て、不測の事態に備える、つまり保全措置を講じておくということは、小樽市にとって、最低限、今とっておくべき態度だと思うのです。

小樽市の一般債権は、去年の状況で1年間で1億円ちょっとです。今度の再生計画では2億7,000万円ですよ。どんどん増えるのです。これは、納税折衝などを繰り返して行って、少しずつ減っているというのだったら、また別ですよ。いかがですか。

○(企画)山田参事

再生再建案の認可の写しをこの間の議会、委員会の中でお示ししましたのは、3月29日現在で債権がどうあるかという届出をして認可を受けたという内容ですので、基本的には、優先債権2億7千数百万円については、あの時点でそういった押さえをしています。

ですから、財政の方で、その後、一定程度のいろいろなお話合いもして、前向きな整理もしていることは、私の段階ではお聞きをしています。これがどのように整理されているかというのは役所の方からは申し上げられませんので、今まで極めて苦しい答弁をしているのですけれども、そういった整理がされてきているというのも事実として一つはございます。

もう一つは、問題は、古沢委員がおっしゃったように、一般論として税が納められなくなると抵当権の担保を押さえるというのがあるのですけれども、以前から申し上げているように、OBCの再生というのは、いわゆる保留地、市長にお示ししたのは104番だと思うのですが、この土地を売却して初めていわゆる共益の債権になってきたり、リフォーム資金に回す、そういった政策投資銀行との間の整理をするに当たってのいわゆる手持ち不動産でございまして、当然、売主、買主の関係で話がついたら投資銀行は抵当権を外して売するという整理をしているのですね。そこに小樽市が担保権を設定して、金を払わないと抜かないぞという話になると、基本的にOBCそのもののいわゆる再生債権そのもの等も支払われないと。ですから、税金よりも本体がいつてしまう、こういったことも当然想定されます。

趣旨は十分理解はしておりますので、何回も委員会でもお話したと思うのですけれども、そういういわゆる投資銀行の担保権に入っている不動産を売却するという計画の中で、いわゆる市の優先債権も支払ってもらおうと。これは、当然、投資銀行とお話合いもするという中で決めていかなければなりません。私の立場と財政の立場というのは、そういった意味合いで話をしながら、納税交渉なり、そういった投資銀行との交渉なりを今後進めさせていただきたいということを考えてございます。その辺をご理解いただいて、この辺についての抵当権の設定については極めて難しいというふうには判断していますので、ご理解していただきたいというふうに思います。

○古沢委員

だから、保全措置のご答弁をいただいた際に私が聞いたのは、巨額な税金をつぎ込んでいるから、倒れられたら困るから支え続けるという立場をとるのか、そうであればあるほど、OBCがきちんと納税義務を果たしてもらうのだという立場に立つかどうか、市長の立場はどうなのだという事でお尋ねしたことなのです。市長は、未納であれば保全措置を講ずるべきものだというふうにお答えになったのです。

それでは、保全措置を講ずるのなら、この土地しかないのですよ、いわゆる保全措置として講ずることが適当な財産は。その他ありますけれども、全部だめです。だから、これに対してぜひ保全措置を講じてくださいというふうに私はお尋ねしているわけです。どうですか。

○(企画)山田参事

私は税の担当でないのに言うのもあれですけども、ただいま申し上げたように、まず今の計画であれば、第一義的には、保留地で購入した土地を処分するという前提で進んでおりますので、その財産にそういった権利を付してしまうということで、土地交渉そのものに対しての問題が発生をするということは当然あり得ることでしょうから、そういったものは難しいだろうというふうに思います。

あと、問題は、資産を売却するという中で、その売った金を市役所に、いわゆる市の税に優先的に払っていくかどうか、この交渉というのは行政として第一義的に考えなければならないというふうに判断をしていますので、そういう趣旨だということはご理解いただけるだろうと思います。ですから、まずはこれを売って、市役所に金を払えと、私どもとしてはこういう交渉を優先的にさせてもらうということで、表面的に権利を設定するということをしてしまうのではなく、売却そのものに対する障害というものを解消していかないと、本体そのものがもたなくなりますと、税どころの話ではないというふうに私どもとしては考えております。その辺はご理解いただきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

○古沢委員

苦しいところはわかりますよ。ただ、何度も言うように、今、参事がおっしゃったことは、税を納めていただく側からすれば、保全措置を講じていてやるべき話ですからね。例えば差押えを入れていても、最終的にその物件を放すというときに、差押えがあれば離せませんからね。だから、売買したときにその代金から税の方を優先的に完済するからという約束を取りつけて、差押えを解除するなどということはよくあることでしょう。通常は、そうされているはずですよ。

ところが、OBCに関しては、この間の経緯を見たら、そういうことが一切されていなかったわけです。

それで、今度の代表質問でお尋ねしたら、こういう事態になれば、保全的な措置も講じていかなければいけないという方向を市長は示された。納税課長の方で、しからばどういう保全措置を講じられるかということを一生涯懸命検討されていると思うのですが、納税課長、どうですか。

○(財政)納税課長

確かに、債権の方につきましては、基本的には、説明しましたとおり差押えになりますけれども、この間、それに至る前に、議員さんは保全措置ではないとおっしゃいましたけれども、納税交渉なりとか、納税の計画等をお話ししながら、最終的に市税を納付していただくということでやっていきたいと思ひますし、一般的にはそういう形でやっています。

あとは、問題は差押えする財産があるかないかということになりますと、先ほど議員さんがご指摘したのもありますけれども、その件については、いろいろ勘案しなければならない点もありますが、具体的な経緯につきましては、ここでは提示できませんので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。

○古沢委員

中島さんも控えていますので、最後にこれだけは言っておきます。

もし、万が一という不測の事態になった場合に、あなた方はどういう責任をとるのですか。今、保全的な措置を講じておけば、不測の事態にも備えることができるのです。しかし、納税交渉その他を見守りたいという市長答弁から後退した内容で、今、対応したいというふうにおっしゃっているのです。当然、そういう問題がついてまいりますけれども、いいですね。

○(企画)山田参事

もしものことということになると、私も明日のことはよくわかりませんので、そういう部分でのお答えはできないのですが、市長が申し上げたのは、一般論として税の滞納を考えたときに、いろいろな交渉の中で成立しなかった場合に、そういった資産を押さえて税の保全をすると。そのことは一つの手続として当然考えなければならないことだというふうにお答えしたというふうに私は認識しておりまして、対OBCの取扱いをどうこうすると

いう認識では、事務方としては判断していないのです。

それで、一般的に差押物件というのは、これは、古沢議員には「釈迦に説法」ですけれども、差押物件を売却するときというのは、当然、滞納している税金をお金を工面して払っていただかなければそれは外されないわけです。それでは、その税金を払える金があるくらいなら今払ってもらって、担保設定などはしないわけですから、そういう意味からすると、「いや、直前に幾らでも外すんだって」と呼ぶ者あり)

ですから、外せる分のお金はないわけですから、今現在、どういう形にするか、話し合いをしながら、その中で一応は保全しておいて、例えばいついつまでに金を払ってもらおうというふうにするのか、信じて払ってもらおうのか、このあたりは先ほど言ったように、土地の売却交渉も含めた経緯の中で判断させてもらうということです。今、委員がおっしゃっているように、押さえるということに対して、私どもがそのようにするということは現状の中ですぐお答えできることではございませんので、もう少しＯＢＣとの話し合いをさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○古沢委員

差押えしなさいとだけは言っていません。保全措置には幾とおりがありますというふうに紹介しております。

それと、返すようですが、私は滞納問題はＯＢＣについての滞納問題を聞いた。それに対して、市長は、確かに言われたように、未納の言葉の前に一般的に、一般としてというふうに言っております。だけど、ＯＢＣのことをお尋ねしてそういうふうに答えているのですから、ＯＢＣのことを聞いているのに、一般論だけを展開した答弁かということになるでしょう。そうはならぬですよ。そんなものは、事務方として勝手に解釈していますと言われたって、市長、事務方がそういうふうに解釈しているというのですけれども、あれが一般論なのですか。ＯＢＣの質問でお答えいただいたのです。どうですか。

○市長

その前段もありまして、ＯＢＣの市税の納入状況についてはお話しすることはできません。そして、一般論としてはということで、そういうふうに言っていますので、参事の解釈は間違いないと思います。

○古沢委員

百歩譲ってもいいです。一般論としては、保全措置を講ずるべきものということは間違いありません。

ですから、最後に言うておきますけれども、やっぱり、保全措置を講ずることができる状況にあるのに講じなくて、不測の事態が起きたとすれば、当然、それは理事者側の責任として問われる問題ですから、そのことだけは最後に言うておきます。

よろしいですか。

○市長

とりあえず、ＯＢＣが何とか再生し、そして税金も払えるように我々としては見守り、そしてまた、できる限りの支援をしていきたいと思います。

○中島委員

肝炎ウイルス検診について

積残しをするなど厳しく言われておりますので、今回、老人保健事業における肝炎ウイルス検診について補正予算が組まれています、このＣ型肝炎等緊急対策というのはどういうことか、説明してください。

○（保健所）廣田主幹

厚生労働省がＣ型肝炎に対する公示を出したということに伴う、その緊急に行う肝炎対策がどういうことかということをお知らせすると、肝臓がんの死亡が1975年以降増加しております。小樽市についてみますと、平成12年で52名の方が肝臓がんで亡くなっており、これは、がん死亡の10人に1人、がんの順番で言いますと、肺がん、胃が

ん、大腸がんに次いで第4位であります。

肝臓がんの原因については、ほとんどわかっております。C型肝炎によるものが7割、B型肝炎によるものが2割、そのほかが1割というふうに言われております。B型肝炎対策としては、輸血をチェックする、あるいは、母子感染を予防するために定期検診でB型の抗原検査をするということは既に行っておりまして、新たな検査はこの後ほとんど出ていないという状況です。

しかし、C型肝炎については、現行の輸血チェックが可能になりましてから10年ほどたっておりますが、その後は、いわゆる輸血後肝炎というのはB型、C型ともですけれども、ほとんどゼロに近づいている現状でございます。

肝臓がんで死亡される方のピークというのは、60歳から70歳代の方ということがわかっております。また、広島市で3万人を対象に検診を行ったところ、C型の肝炎に感染している方の割合というのは、40歳代で1%、年代が増えるにつれて70歳代では3%を超えるという報告がございます。

新たにC型肝炎に感染する人がほとんどなくなった現在、感染の有無をチェックして、感染者が治療を選択できるようにすることが急がれるというのが厚生労働省の説明でございます。もちろん、検査法、そして診断法、治療法が、この一、二年のうち、特にインターフェロン、それからリパビリンという抗ウイルス剤の利用、そういうものが急激に進歩した背景があるというふうに理解してございます。

以上です。

○中島委員

重大なところを説明なさいませんでしたけれども、国会では明らかになっています。

厚生省は、1973年に、旧ミドリ十字血液製剤による薬害C型肝炎問題で、肝炎感染の危険性を認識しながら、代替治療法もわかっていながら、販売を中止させずに、被害を拡大してきた、こういうことをきちんと報告しています。薬害の対策の調査なのです。この点をはっきり確認したいのですけれども、こういう事実はありませんか。

○(保健所)廣田主幹

さきほど、輸血のことだけを申し上げましたが、そのほかの医療行為として、委員がご指摘のようなフィブリノーゲン製剤によるもの、それからまた、血液凝固剤については昭和63年以前に受けた人はいずれも感染している可能性があるということは、厚生労働省が言っているところでございます。

○中島委員

昨日の夕刊にも、旧ミドリ十字の血液製剤でのC型肝炎を青森のお医者さんが厚生省に報告していたにもかかわらず、取り上げずに被害が拡大したという証拠が、再度、報道されています。この一環としての調査になるわけです。

自己負担は800円で、医療機関で受けるときは1,200円ですが、対象者数と実施見込み数についてどのくらいになる予定ですか。

○(保健所)保健課長

対象数ですけれども、節目検診対象者は、民間を含めて1,800名を超えております。それから節目検診以外ということで、過去に肝機能異常を指摘されたことがある人、又は手術等で過去に輸血をしたことがある方を含めまして1,100と見ております。それから、次の診査でもって、肝機能異常、要指導になった人を通算して合計2,700名を予定しております。そのうち、およそ半数は受けるのではないのでしょうかということで計算しております。

○中島委員

小樽市でやっている40歳以上の検診は無料検診ですが、年間どのくらいの方が受けていますか。

○(保健所)保健課長

昨年ですけれども、およそ1万800人でございます。保健所では3,400人くらい。残りの6,000くらいは各医療

機関で受けております。

○中島委員

今回は、自己負担で受けるという中身になっています。このお金を出して受けるかどうかということに関しても、非常に制限がある中身だと思います。本来なら、国の責任で無料で受けていただくのが筋ではないかと思いますし、また、無料にすることによって、調査対象も広がるというふうに考えますが、どうでしょうか。自己負担はどうしても必要な中身なのでしょうか。

○（保健所）保健所長

今の申出は非常に重要なことだと思いますので、ちょっと説明させていただきます。

主幹が一般論でお話したように、C型肝炎は確かに薬害で起きたものは間違いありません。でも、全般的なC型肝炎とか慢性肝炎の大多数は、それ以前にC型肝炎が血液に移ってわからなかった時代に、注射器の使い回しで起こった患者もいる。

ですから、今、肝臓がんの危険性のある年齢層というのは、輸血、血液製剤とは無関係な年代なのです。そういった分と薬害で起こった分というのを、きちんと分けて考える必要がある。ですから、国の責任というのはある部分も確かにあると思いますけれども、全体が国の責任であるということとは違います。

以上です。

○中島委員

それにしても、国の責任の部分を明らかにするためには、検査が必要だし、調査が必要だということで始まった事業だと思います。私たちは、この検診自体については事業として賛成ですけれども、被害調査に国民負担をさせるべきではない、このように思います。

また、事業費 850万のうち、国、道の負担がそれぞれ 170万 1,000円で、500万近くは市が持つわけです。このお金は、後から国が出すお金になるのでしょうか。

○（財政）財政課長

補正予算の関係ですので、私の方から、まず 850万の中の 300万というのは直接検診のための費用ではなくて、それも含めた、それだけではありませんけれども、システムの費用というふうに聞いております。後の分につきましては、国、道、市3分の1ずつの負担ということになりますが、交付税については、積算内訳が示されるのはもっと先ですので承知しておりませんけれども、これから国の施策に基づいて全国的に行われているという中では、当然、標準的な行政サービスを行う財源保障という意味での交付税ですので、当然、何らかの措置がなされてくるべきものとは考えております。

○中島委員

そうあってほしいと思います。本来なら、国の過ちで起きた事故ならば、私たち自治体として負担するのはいかなものかということも思います。

ごみ焼却施設の余熱利用について

次の問題に行きますが、今回、代表質問、一般質問の答弁の中で、広域連合関係で11日の本会議で配布された資料に、北海道開発庁に訪問したときの余熱利用の件が話題になっています。この余熱利用の件というのは、具体的にどんな話がされたのかお聞かせください。

○（環境）明井主幹

余熱利用についてでありますけれども、今回といいますか、12年11月に行った出張においては、いわゆる迷惑施設と言われているごみ焼却施設の建設に当たって、地域環境になじんだ施設にすべきということで、道路の整備とか環境エネルギーの有効利用という観点から、24時間連続焼却炉をつくるのであれば、その余熱利用について積極的に利用を図ってもらいたいということでお話を受けているところです。

○中島委員

私たちは、何度か、さまざまなところに視察に行っていました。盛岡、それから、本荘市を含む広域連合組合のところでも、それぞれクリーンセンターを立ち上げた後に余熱利用の施設を持っていました。非常に膨大な施設で、入浴レジャー施設とでもいうのでしょうか、大規模なものです。こういうものの指導を受けているのですか。

○(環境)明井主幹

国からは、特にそういうような指導を受けているものではありません。

ただ、余熱利用の形といってもさまざまなものがありまして、電力にするですとか、それから、委員がおっしゃったとおりプールですとか、そういった建物の利用に使うですとか、そういったものもありますけれども、ロードヒーティングですとか、地域の方々に生活の上で利便性を図るような事業もあるというふうに考えているところです。

○中島委員

国の指導というのは、ともすると大型化へと、財政を投入して、規模も質的にも内容的にもかなり大きなものを誘導する傾向があるのではないかなと私は思っているのです。

天神の焼却場のときの余熱利用というのはどういう範囲だったのですか。

○(環境)金田副参事

天神焼却場の余熱利用については、職員の入浴施設の給湯、これが中心的なものでございます。

○中島委員

余熱利用を大きく拡大すると、ごみの減量化によって、熱源そのものが減少する、そういう予測の下で行う事業に対して相対的に熱量不足を起こして今後の対応が難しくなるのは十分考えられる中身だと思いますので、過大な施設は私は控えるべきだと。今おっしゃったように、天神並みに、職員のふろ、あるいは自賄い程度の内容にして、過大設備の合併設置については十分慎重に対応すべきだと思いますが、こういうことを検討していくということで、どうでしょうか。

○環境部長

余熱利用については、先ほど中島委員の方からも全国でいろいろとこういう利用をされているというお話、例えば温泉をつくるとかプールをつくるというお話が確かにあります。ただ、現在は、施設に相当お金がかかる、それから、その後の維持管理にかなりお金がかかるということで、そういうものが果たしていいのかどうかという考え方もあります。

いずれにしても、余熱利用は、先ほど主幹からもお答えしましたがけれども、地域住民にどういう活用ができるのかということが第一だろうと思いますので、それを踏まえて、これから検討されていくものだと、そういうふうに思っております。

○中島委員

同じように、国の主導で、これから新しくできる焼却炉の種類の問題です。そのときにガス化溶融、RDF、プラスチックを油にする油化装置やエコセメントなど、出てきた最終的なごみを利用して新たなものにつくりかえる、こういう附属施設がかなり誘導されているように私は思います。これらも、非常に技術的には未確立であって、この処理の問題でさまざま問題が起きてきていると聞いています。

こういうものについても、決定すれば焼却炉のタイプ、メーカーは自動的に決まっていくものではないかと思いますが、ここら辺についてはどういうお考えですか。

○(環境)明井主幹

施設機能ですとか、焼却炉のスタイルについてでありますけれども、これらについては、法で許可基準というものが定められております。ただ、許可基準のほかに、ごみ処理施設性能指針というものがありまして、これに掲げ

る事項について検討を行うことというふうに国の方で言っております。

この性能指針というのは、あくまでそれをしなければならないというものではなく、例えばR D Fですとか、余熱利用もそうですけれども、そういったものについて実施の可能性はあるかどうか確認をして、その確認が終わった段階で、そういうような形でいけるということであれば採用する方法をとっても構いませんということになっておりますので、こういった法の基準ですとか、性能指針に示されている指針に基づき、今後もそういうものを検討しながら施設整備を進めていくものと考えております。

○委員長

25分になりましたので、そろそろまとめてください。

○中島委員

ご承知のように、財政が大変だと、風前のともしびだと言わんばかりの内容が示されているわけですから、いかに適切な施設をつくってお金をかけないか、それが一つの課題になると思います。広域連合にすること自体、市単独でやるよりは大幅なお金を持ち出すことになると思いますが私たちは反対してまいりましたけれども、やるという方向になりました。その時点でも、さらに検討を重ねていただいて、過大な投資にならないように、資料を公開する中で十分議論して進めていただきたい、このようにお願いします。

もう少し聞きたいことがありましたけれども、やめます。

○委員長

それでは、共産党の質疑を終結いたします。

次は、自民党に移ります。

○大竹委員

財政問題について

それでは、私の方から、代表質問で取上げてきました財政問題に絞った中で、何点かお伺いしたいと思います。

答弁にありますように、平成15年度から3年間の間に150億という多額の収支不足が見込まれておるということでございます。この中で、歳出削減を中心にしながらという答弁もございますが、削減だけではなかなか、じり貧になっていくのではないかとこのようにも感じております。その中で、歳入の増加に対する取組が、よりまた必要になってくるものだ、そのように私は思っております。そのような中で、収支不足見込みというのは、行政というのは継続という中でもってやられるとするならば、当然、急に降ってわいたわけではないということにも感じます。

その中で、今まで歳入増となるような施策は、どのようなものがあるかと考え、かつまた実行してきたのかということをお伺いしたいと思います。その辺をまずお聞きしたいと思います。

○(財政)財政課長

歳入増となる施策は、どのようなものをどういうふうに行ってきたのかというお尋ねでございます。

財政の立場から全体を答弁することがどうかと考えますけれども、基本的には、歳入の大宗というのは税なわけでございますので、大きくは、地場産業の育成等の経済政策や、まちづくり、あるいは人口対策、そういったまちの活性化に向けた取組の総体であつたろうというふうに考えております。実務的に言いますと、例えば事業実施の際の財源で、補助金や交付税措置の高い良質な財源の確保を行っていったとか、これは行革の取組の中にもありますけれども、遊休資産の処分、あるいは適正な受益者負担を設定していったということになるかと思えます。

対外的には、全国市長会等を通じまして、地方の所要財源、必要財源の確保ということで種々の話を行ってきた、そういうふう考えております。

○大竹委員

今のお話を聞きますと、何のことはない、入れ込むことに対しての施策という感じに聞こえるのですよ。生むた

めの施策をいうことではないように聞こえたのですけれども、生むための施策ということについての取組も当然しなければならぬと思うのですが、その辺はいかがですか。

○財政部長

確かに、いろいろな収入増に向けた対策は、今、財政課長の方からもお話し申し上げましたけれども、一番の根本になる税の関係につきましては、これは、やはり何とか経済を振興していくことが一番大事だと思いますので、そういう面では、例えば市の経済が活発化することだとか、地場産業の振興だとか、そういうものに向けていて、経済活動を何とか活発にしていこうということが市の収入にもつながってくることだと思います。そういう面で努力をしてきたということでございます。

それ以外に、今お話がありましたとおり、いろいろな施策を進める中で、収入増につながるというか、そういう施策を目途としてやってきていますし、なるべく、できれば周囲の負担を仰がないでできるようなものがないかということに今まで努めてきたような状況でありますので、それらも継続しながら、市の歳入につながるような施策を今後とも進めていくことにしたいというふうに思っております。

○大竹委員

大変失礼かもしれませんが、いつも同じようなお題目は聞いているような気がします。実際の問題の中で取り組むのは、これから取り組もう、取り組もうという話は聞かれるのですけれども、これこれこうやって、こういう実績を上げてきたというのは、なかなか答弁として上がってこないわけです。逆に言いますと、そういうことをしていないのではないのかなと。もう少し胸を張った中で、こんなことをして、こうなっているのだと、そういうことが答弁できるような施策というものがあってしかりだと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○助役

冒頭にお話がありましたように、3カ年で150億という試算をお示したわけでありますけれども、こういった財源不足、収支不足の話は急に降ってわいたわけではないのではないかとすることは、もちろんそうではありますが、そのために、先ほどから財政部長なり財政課長が申し上げているいろいろな手だてを施してきました。それが、目に見えた効果がないではないかという趣旨にも聞こえたわけであります。

いずれにしても、今、これから3年間で150億という財源不足が出るということの大きな原因は、ご承知のように、市税の減収傾向、それから、国税も当然減るわけですから、それに伴う交付税の減少と。そういった二つの、収入の大宗を占める市税、交付税の減収が一番大きな原因でございますので、それをほかの手だてで補足することは非常に困難だということになります。簡単に言えば、市民負担を、使用料、手数料を見直すということが可能であれば一番手っ取り早い収入源の確保ということになりますけれども、今までそういったことはできるだけ避けようということで、これまでも10年以上は使用料、手数料の見直しには手をかけていないわけです。

そういった中で、いかにしてこの財源不足を縮小していくかという手だてを今いろいろやってきているわけです。これからまた、そういった市の単独事業をできるだけ見直そうとか、あるいはまた、起債の導入も、これまでと同じ考え方ですけれども、良質なといいますか、低利な、有利な、そういうものを導入していこうといったような考え方でやっていますので、そういった中で、歳出も見直しながら、何とか財源不足の額を縮小していきたい。

そういうことで、今、各部に流しておりますけれども、各事業のゼロベースからの、白紙からの見直しという作業をこれからやって、それぞれ確定した具体的な項目を設定していこうという段階でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○大竹委員

これから、ゼロベースの中でもっていろいろ考えていかなければならない。だから、施策として、これからは収支バランスをどういうふうにとっていかなければならないのか。私が言ったのは、歳出を削減するだけではなくてという部分が大きくあると思います。その中には、私は代表質問の中でも申しましたけれども、受益者負担の部分

も当然出てこなければならぬと思います。

ただ、受益者負担というのは、出す側、負担する側が納得いくという形にどうしても持っていかなければならないと思います。そういう説明をされた中でもって物事があって、初めて負担をよしとする、そういうことになると思いますので、そういうことに対する取組を、やはり市民にもっとオープンにしながらといいますか、説得しながら持っていくような形にしていかないと、なかなかバランスもとれないのではないかと思います。そのようなことにつきましては、いかがなお考えをお持ちでしょうか、続きですから、助役をお願いしたい。

○助役

確かに、市民負担を増やす、増加するということは非常に難しい部分がありますので、これは、何一つ考えても、市の一方的なといいますか、議会の承認を得ればいいのだということではなくて、やはり各界各層の市民の方々の意見を聞きながら対応していかなければならないことは当然であります。ですから、そういった点で、今までも10数年間、こういった手数料、使用料に手をつけていないということは、そういった配慮をした結果だろうというふうにも考えております。

いずれにしても、150億というのは、一般財源ベースで150億という金額ですから、事業費を多少落としたとしても、その裏の補助金なり起債を考えますと一般財源ベースを億単位で減らすということは非常に大変な作業でございます。ですから、そういった作業をこれからいかにしてまとめていくかということで、少し時間はかかりますけれども、今、各部からの提案を聞きながらまとめていきたい、そういう段階でございます。

○大竹委員

そんなようなことで、歳出のことに触れていかなければならないと思いますが、人件費の割合が高いということは、これは占めている割合が高いということが原因だと思います。そういうことを考えますと、いかに人件費を節約できるかと。これは、民間企業でも同じですけれども、一番ここに力を入れていかなければ経営自体が成り立たないというのが、企業を継続するための大きな問題ということで、現状はそうにあります。

そういうことで、リストラなどという形の中で民間企業はそれなりに対応してきたわけですが、その全部がいかにいうわけにはいかない部分があると思います。失業者の増大ということで社会問題ということになったわけですが、でもやはり、企業あるいは行政自体は継続していかなければならない、破たんしてはしょうがないということは、企業であろうとも自治体であろうとも同じだと思うわけです。

そこで、今、日本自体が、世界で一番の長寿国ということになっております。男性も女性もまだまだ元気で生活できるような状況になっておりますので、ここで、一つの案なのですが、これは、職員の早期退職というようなことも考えられるのではないかなと。

と申しますのは、今はもう長寿社会ということですから、65歳、70歳でも社会的に貢献できる、そういう参加することが可能な、そのような構成になっていると思うわけです。そのようなことで、先々に行きまして、年金制度自体も見直しをしなければならぬと、何か先行き不安があるというのも現実だと思うわけです。

そこで、退職されてもまだまだ元気で働きたい、働けるのだという人もかなりおられるわけですから、ひとつ中長期的な視野に立った施策といたしまして、50歳代から70歳代までの人が働ける、そういう働く場の確保ということが大前提にはなりますけれども、この間、新聞でありましたように、札幌市では45歳からの導入という中で報道されておりました早期の退職を奨励すると。そういうような方法も考えられておるわけですが、そのようなことも考えてみたらいかがなものかなということでございます。

その辺についてと、それから、早期退職による人権費の削減予想ということが当然出てくると思います。そういうことについての感想もあわせてお聞きしたいと思います。

○総務部長

お話がありましたように、日本は、近年、高齢化が進展してきているという中では、高齢者が働ける場、働いて

もらう場の両面から、そのような社会の仕組みを変えていくといいますか、つくり上げていくということは大変重要なことになってくるのだろうというふうに思っています。

今回、札幌で打ち出しました45歳の早期退職制度というものは、純粹に人件費の削減という形で、退職金が一度に相当数の高額になるということも含めて、それを平準化しようという制度の下に考えているわけです。

私ども小樽市のことで申し上げますと、大体、職員の平均年齢が43くらいになっていますから、それ以降は今の給与体系の中では伸びていくという傾向にあります。ですから、それに伴っての退職金も当然増えていくことになるわけですから、やはり、そういう人件費の抑制、さらには削減という形では、早期退職というのは一定の効果といいますか、非常に有効な手だてであろうというふうには考えています。

○大竹委員

そういうことだとすると、さっき後段に言いましたどのくらいの削減予想といいますか、そういうことで、今、たしか小樽市としましては58歳以上の者についての早期退職についての取組はございますね。その辺をちょっと教えてください。

○(総務)職員課長

小樽市の現行の制度は、年齢55歳以上、勤務年数が20年以上の職員に対して、退職月の給与が2号俸特別昇給ということでやっております。

なお、上限につきましては62.7か月ということでございます。

○大竹委員

そういうようなことでありますと、それがまた、一つの制度の見直しということを考えた中で、札幌市が入っているような形の中で、急にはできないにしても、今はたしか、ベースの延伸と言いましたか、それについては何歳か、停止が58歳で、56歳で延伸でしたね。その辺の見直しを少しすることによっても、またかなり変わってくる部分もあるのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○(総務)職員課長

56歳で昇給延伸、58歳で昇給停止ということでございます。

○大竹委員

かなりの財源がということがありますので、事務事業の見直しも確かにありますけれども、大きく占める人件費のことを考えた中でいきますと、その辺の額はまたがらっと変わってくるのではないかと思いますので、そういうことについて、いろいろな中で取り組んでいただきたいと思います。

そこで、ちょっと単刀直入にお聞きいたしますけれども、今、雇用しております嘱託職員、あるいは臨時職員を減少させることによる市民サービスの低下はどのようになると考えておるのか。また、正職員の今の人員配置だけでは全くカバーができないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○(総務)職員課長

嘱託職員につきましては、業務の中でその技術、技能、いわゆる職種に対してさまざまな形態で採用しております。それから、臨時職員につきましては、職員の長期休暇の代替や単純なパートの代替ということで採用しています。仕事との関係、それから正職員との関係で、減少がすぐに市民サービスの低下につながるかどうかについては、はっきりいたしません。

○大竹委員

その後段の方の話もありますけれども、低下するかどうかわからない。そうしますと、行政というのは市民サービスということが主体でもってやっている中で、それがどうなるかわからないということで、ほかの施策というのはできるのですか。

○総務部長

今、職員課長がお話ししたのは、嘱託、臨時というのはいろいろな業務にまたがって雇用しているわけです。例えば病院のレセプト点検の問題であるとか、直接、住民に密着しての部分、それから、教育においては、例えば教育相談であるとか、生徒指導という職員については最近は嘱託を多く採用しているという部分もありますから、個別に点検をした中で、それが住民サービスにどのように影響を与えるかというところまでのものにはなっていないという中でのお話です。

ただ、全体的なことで申し上げますと、当然、市民サービスの低下を招かないという中で、組織機構を見直して事業を削減するというのは、これはもう絶対的な自治体の取組の中で最重要なことです。そういう観点では、今までもいろいろ答弁させていただいていますが、基本的に行革を進めてスリム化した自治体をつくり上げていく、これが第一だというふうに考えています。

○大竹委員

そのようなことで、いろいろな面で単なる一つではなくて、いろいろな方向の中でもって多くを見詰めていかなければならない、あるいは検討していかなければならないのがこれからの大きな問題だと思います。

そこで、答弁されている中に、職員1人ひとりが高い意識で取り組める体制をつくるという形で答弁されております。これは、内部的な取組が必要だということは確かにわかりますけれども、皆さんがよくあると思いますが、私もそうなのですが、自分のことは意外と自分でわからないのです。自分の部の内部ということについては、今までの流れがあるものですから、なかなか新しい発想が出てこないのも一つにはあるのかなと、そのようなことも感じております。

そんなようなことで、ましてや市民ニーズということがこのところ多様化されておりますし、本当に一部署だけで取り組んでも、ものがなかなか機能しないといいますが、ちょっと失礼ですけれども、そのようなこともありはしないかということが非常に危ぐされるわけですよ。ですから、一部一課の中でもって物事をしたから解決するのではなくて、多岐にわたっていろいろな方向から見ていき、かつ、それで議論しながら解決していかなければならないということだろうと思います。

そこで、今、これらについて各部で取り組んでいるということなのですが、取組を協議するためには、施策ごとに各部の横断的な対応といいますか、検討といいますか、そういうようなことも必要だろうと思います。また、市民を含めた、あるいは有識者を含めたということですか、そういうことの中で検討するということも必要と思われるので、これからの取組について、先ほど高い意志で取り組める体制と、それから結果ということを考えたときに、これからどのようにしてその辺も含めて取り組んでいこうとしているのか、その辺のご感想をお聞かせ願いたいと思います。

これは、総合的になりますから助役さんですか。

○助役

先般、市長がご答弁いたしましたのは、とにかく今のこういった状態を職員にきちんと周知して、全職員が一丸となってそういう共通認識に立とうという趣旨でこういう体制をつくったわけでございます。

それから、今、ご提案がありました施策ごと、あるいは職場ごとの横断的な対応ということにつきましても、既に緊急対策会議というものをつくったり、各職場の中でもそういった検討会議的なものをつくっていろいろ議論をさせていただいております。そういったものをまとめて、何回も申し上げましたが、全庁的にどうするかという議論をこれから進めていく段階でございます。

それからまた、もう一つ、お話がありました市民も含めた検討が必要ではないかというようなご提案でございしますが、まず、市として、どんな形でもって、どんな考え方で不足する財源を生み出すか、確保するかといったようなことについてのあらあらな素案といいますか、原案といいますか、そういったものをつくり上げなければなりません。その過程の中で、その項目の中で、この件については、この項目については、市民の皆さんの意見を広

く聞くことが必要ではないかとか、そういう項目も出てくると思います。その段階で、どんな組織がいいか別にしまして、そういう懇話会といいますか、そういうものが必要かどうかということを総合的に判断していくことになるのではないかというふうに考えております。

○大竹委員

最後になりますけれども、今言われたような中で、来年度予算を組むにしましても、期日は割と迫ってくると思います。そういう中で、素案をつくられて、次の段階に持っていくにしましても、その辺のタイミング的なものをやはりきちんとしておかないと、いつまでもいいのですよということにはならないと思いますので、その辺の方向性といいますか、予定といいますか、その辺についてお答えできるものがありましたら、お伝えしたいと思います。

○財政部長

この件につきまして、各部に指示いたしまして、今、具体的に各事業すべてについて見直し作業をし、いろいろな案を上げるようにというふうに言っております。その第1案につきましては、これから財政部を中心にヒアリングをしていきますけれども、7月中旬ころに各部のヒアリングを終えたいなと思っております。

そういう中で、最終的に、原案としましては、それを基本にして8月中にはできるだけまとめ上げて、そういう案をお示しできるようにしていきたいというふうに思っております。そういう面でも、いろいろ出てきた段階で広報だとかいろいろな面でも市民にお知らせする方法をとりながら進めていこうというふうに思っております。

○大竹委員

最後にもう一つ、市民にも知らせるということで、これは、報告するだけではなかなか市民参加ができないという話もしたのですけれども、その辺に向けて、報告は一方的なのです。議会で報告しましたから了解してもらったという意識があるかもしれませんが、なかなかそうはいかないと思うのです。その辺の取組を最後に一つだけ、どういうふうにしていこうとしているか、一方通行にならないような形でどうしたらいいかということをお願いいたします。

○財政部長

先日の緊急特集の広報でも、現状をまずお知らせしたという段階の広報をさせていただきました。その中に、具体的な対策だとか方法については、まだこれからの段階ですので、逐次その対策が出た段階でお知らせということをご案内しております。

今、委員のおっしゃいました市民からのご意見という関係につきましては、いろいろな都度、今回たまたま緊急特集の中では具体的な対策はないものですから、余り市民からの問合せだとか、そういうものについてはなかったのですが、これから具体的にいろいろな策を進めていく中で、市の原案ができ上がってきますと、そういう面で、例えば町内会だとかいろいろな団体がありますので、そういう中でもご案内していくような機会もあっていて、そういうところでも意見を聞くということもしてまいります。逐次、対策が出た段階では、今度は市民からの相当な問合せもあると思いますので、そういう中でもお答えするなどして、いろいろな市民の意見を聞く機会をつくっていききたいというふうに思っております。

○大竹委員

私は終わります。

○見楚谷委員

市民証について

一般質問でご質問いたしました件で、3点について質問をいたします。

まず、市民証なのですけれども、この市民証と来年度から始まります住民基本台帳ネットワークの運用の件で、

異なる2枚のカードが発行されて、それを利用していくというようなことなのか、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

○(市民)戸籍住民課長

市民証と住民基本台帳カードにつきましては、個別に別々に発行して並行していく予定でございます。

○見楚谷委員

この住民基本台帳のカードですけれども、顔写真があるものと顔写真のないものと2枚、これは選択できる方向になっているわけです。一般質問の中でもお話ししたように、身分証明書のなものがやはり必要であろうというようなことで質問を展開させてもらったのですが、顔写真があるのが身分証明書に変わるのかなというふうに思います。

市として、来年度、こういう市民の皆さん方に市民証を、お配りするのか、手数料を取るのかまだわかりませんが、そのときに、こういう身分証明書がわりになるものはこちらですよというような形の中で進めるというのですか、そういうような形をとられることはできませんか。

○(市民)戸籍住民課長

その点につきましては、住民基本台帳カードについては、ご承知のとおりＩＣチップを内蔵してございますので、情報インフラの整備の仕方によっては多様な使い方が可能であります。その使い方について、現在、企画部中心に検討をしておりますので、市民部で作成しているものについて代替になるというのは、写真つきであればかなり大きな使用範囲を持ったものになりますので、そこら辺のことについては企画部での事業展開と併せましてご説明申し上げていきたい、このように考えております。

○見楚谷委員

当然、市民部だけでは大変な事業になろうと思いますので、これはやはり企画部というようなことで、最終的に、将来的といいますか、こういうカード事業は企画部が担当されていくのかなというふうに思いますけれども、企画部長、何かご意見があれば。

○企画部長

住基ネットワークの関係といろいろ絡んでございまして、基本的には、私どもは市民部が今やっている業務と大変かわりの深いという形の中で国とネットワークでつながっていくという形になっていきます。そういう中で、このＩＣカードについては、これから具体的な形でどういうものを盛り込んでいくか、そういうものをこれから研究していく形になってございますので、一定の方向が出るにはもうちょっと時間がかかるというふうに思います。

○見楚谷委員

このカードにおきましては、私も、いろいろな自治体のカードについてご説明をしながら、ぜひお願いしたいということで来ておりますので、なるべく早い時期に、来年は当然ＩＣカードをやらなければならないわけですから、そういう状況の中で推進していただきたいというふうに要望しておきます。

社会教育施設及び市民会館等の民間委託について

次に、社会教育施設、それから市民会館等の民間委託について、ご質問させていただきます。

この中で、管理運営については、自治法上の受皿となる公共的団体に委嘱できるけれども、民間の方にはできない、困難であるというようなご答弁をいただいています。この公共的団体というのは、私はわからないので、もう少し詳しく説明していただきたいというふうに思います。

○市民部次長

地方自治法上につきましては、一つに、公の施設の管理委託につきましては制限があるということを市長からご答弁をさせていただきましたけれども、公共的団体ということにつきましては、地方自治法上では、公共的団体とは農業協同組合、生活協同組合、それから赤十字社、青年団のごとく公共的な活動を営む者を指しまして、法人で

あると否とは関係ないということの規定がございます。

○見楚谷委員

そうしますと、農協、生協、赤十字、青年団となると、こういうものに委託をお願いするという話にはならないのかなというふうには思います。例えば、市の下部組織というような形の中で立ち上げると、そういうもので管理運営会社みたいなものを立ち上げて、一括でそういうところに移行するというような考え方というのは、考えられないということですか。

○(総務)総務課長

公共的団体と言いますのは、例えば民法の法人、財団法人、社団法人、こういったものを含むのですが、商工法人、株式会社とか、有限会社につきましては2分の1以上を市が出資しているというものには例外的に認められますけれども、一般の株式会社、有限会社はこの団体には含まれていないのです。

今おっしゃるように市の下部組織というお話ですが、例えば株式会社、有限会社の形式であっても、いわゆる第三セクターとして2分の1以上出資している、これについては可能であるということになります。それから、財団法人、社団法人、例えばおたる自然の村公社のように100%市が出した財団法人については管理委託は可能ですということになります。

○見楚谷委員

そういうようなものの立上げも含めて、これから検討をしてもらいたいということの要望はしておきます。

物忘れ外来について

それと、物忘れ外来について質問しました。

これは、現在の樽病の中で、週3回、二病の先生が来て関連診療科目を開設しているということをお聞きをいたしました。これを開設している科目は、どこが担当してやっているのですか。医療科目、例えば内科とか、神経科とかがありますね。

○(樽病)事務局長

小樽病院で二病をお願いしているのは神経科と脳外科がございまして、このご質問の中で申し上げました関連診療科というのは神経科でございまして、週3回実施してございます。

○見楚谷委員

この神経科で行っているのは、神経内科ではなくて神経科ですね。行っております週3回は、月平均すると何人くらい受診されているか、ちょっとお教えてください。

○(樽病)事務局長

数はちょっとわかりませんが、小樽病院で神経科を開設した経過は、二病の患者さんが外来で通うときに地区的に遠いという要請も来ておりますので、全く新規ということではなくて継続で来ております。今、ちなみに1時間の診療予定なのですが、週3回やっております、1時半から大体5時くらいまでやっておりますから人数的には10人から20人くらい、その日によってばらつきはありますが、1日当たり20人前後はいると思います。

○見楚谷委員

それと、医療法の規制があって、物忘れ外来というのはちょっと難しいのではないかなというような答弁でしたが、医療法の規制というのをちょっと教えてください。

○(樽病)事務局長

病院の場合、開設する診療科、いわゆる標榜科目と申し上げておりますが、この標榜科目で広告をできる診療科というのはあらかじめ27項目となっております。標榜できるというのは、委員のご指摘にもございましたけれども、外に向かって広告をするということが出来るものです。

ですから、物忘れ外来は、そういった中では医療法の中に入っていないので、院内掲示はよろしいと思う

のですけれども、院外的なPR、広告はできないということが課題ではないかと思います。

○委員長

暑くなってきましたので、上着をとって結構でございます。

○見楚谷委員

そうしますと、それは表に向かって門戸を開かれないというようなことですね。これは、質問の中で出しました各病院の診療科目の中には、そういった形の中で物忘れ外来を開設しましたよということで、新聞なり、それから庁内には九つの施設、こういうところは、当然、物忘れ外来という、これは当然、神経内科の中に開設しているのですけれども、そういうようなことの中で小樽としてそういうものがないということですか。

○(樽病)事務局長

今申し上げました医療法の中では、27項目の標榜科目に入っていないということで、院内的には掲示できます。

それから、今委員がご指摘のように、道内でもやっているわけでございますので、ちょっと実態を承知しておりませんけれども、見えた方に、今、このような物忘れ外来的なことで、神経科だけに限らず、いろいろな科にかかると思いますが、院内対応については、別に標榜しなくても対応できますけれども、この道内施設がどういう形で標榜しているかわかりません。それと、もう一つは、厚生大臣の許可を受けた場合については標榜できることになっておりますので、ご指摘がございました各先進地の事例がどういう形になっているのかちょっとまだ把握できておりませんけれども、それはこれから検討してまいりたいと考えております。

○見楚谷委員

私がこの物忘れ外来の設立をお願いしたのは、要するに神経科で今まで小樽は対応していますね。どうしてもこの神経科という科目は、わざわざ質問の中に入れましたように、市民の皆さん方がちょっとした忘れとか、ただ2階に上がって行って、あれ、何をしに来たのかなと、そんなものは結構あると思うのです。そういうような形の中で、結局、神経科に行ってそれを相談するというのはなかなか勇気の要ることだろうと。ただ、物忘れ外来という新しいものを開設することによって、やはり、一般市民も、今までもそうだと思うのですよ、診療科目の中で、神経科というのと、物忘れ外来というのはとり方が全然違うわけです。

そういうようなことで、少しでも痴呆症の初期的症状が早く発見されれば、治療法も今は相当高度になっているということもありますので、高齢化に向けてはそういうものはやはり必要だろうということで、今回、質問していますので、ぜひ厚生省なり、院内でもって十分に検討していただきたい。

それから、恐らく、新病院が建つ云々という話になると思います。けれども、小樽の場合は、高齢者率が非常に高い。それで、痴呆の方々も相当増えているというような話も聞いております。ですから、それは、新しい病院ができるのではなくて、現在の病院の中でも対応ができるのであれば、1年でも半年でも早い対応を、やはり我々としては求めていきたいというふうなことで、今回、質問しておりますので、ぜひその辺はご理解をいただいて検討をしていただきたいというふうに思います。

○(樽病)事務局長

今、委員がご指摘のように、市立病院でございますから患者さんが受診しやすいといいますが、そういったことは今のケースに限らず大変大事なことだと思います。今ご指摘がございました新病院ということではなくて、市長もこれにつきましては、大変市民ニーズが高いという見解をお示ししてございますので、新病院建設に向けてではなくて、当面クリアすべき課題というものについて積極的に検討をして、またご相談をしたいと考えております。

○見楚谷委員

よろしいです。

○委員長

自民党の質疑を終結いたしまして、市民クラブに移します。

○大島委員

再任用について

資料を何点かいただきました。質問する前に、この資料の説明をお願いしたいのです。

再任用の件について、市OBの嘱託職員の中で、この表にあります項目の週19時間22分で、その隣の週稼働日5、5日ということだと思うのですが、そして29時間、こう記されてあるのですけれども、この週19時間22分というのはどのような意味なのか、ちょっと理解ができませんので、これについてまず説明いただけませんか。

○(総務)職員課長

基本的に、嘱託職員は週29時間で5日間の稼働となっております。これを年に時間を割り返して算出したのが19時間22分です。

○大島委員

年に割り返したのですか。

○(総務)職員課長

年の総トータルで割返しをすると19時間22分になるということです。

○大島委員

そうしますと、嘱託職員は、普通は週5日間で29時間ですよ。そうすると、週19時間22分というのは、実態の数字なのですか。それではなくて、どういうのか。もう一回説明を。

○(総務)職員課長

ちょっと説明が悪かったのですけれども、1週29時間で週5日間とすると、日数はあれですが、年間の勤務日数で割返しをしますと週当たり19時間22分になるということです。

○大島委員

いつか請求して、いただいたメモでは、私は嘱託は5日間で29時間勤務をしているものだと、そのように認識をしておりました。そうすると、年間で割り返すということはどうして必要だったのですか。

○(学教)総務課長

恐らく、今の19時間22分という話なのですが、それにつきましては、市の職員の週当たりの勤務時間が38時間45分ですから、その2分の1で19時間22分と、このようになっております。

○大島委員

それでは、質問に入らせていただきます。

再任用の採用については、市民クラブとしては反対の態度をとり続けてきました。それについては、今も変わっておりません。

本年3月末の退職者数と再任用希望者はどのようになっていたのか、この点について、まずお答えください。

○(総務)職員課長

平成14年3月31日付定年退職者数は55名でした。そのうち再任用対象者は51名で、この差の4名につきましては、1名はお医者さんということで、残りの3名は消防職員の係長以下の職員はこの制度の対象にならないということで、年金が従来どおりということで外されております。

最終的に、再任用の希望者数は、資料にございますけれども、25名でございました。申込み25名のうち、そのうち1名の辞退がございまして、最終的には申込み24名で、再任用の数も24名ということになります。

○大島委員

議案の説明のときに、希望者全員を再任用するわけではない、審査をするということの説明も中にありましたけれども、この24名の再任用希望者にはどのような審査をしたのか、審査内容についてお聞かせください。

○(総務)職員課長

申込みがありました24名につきましては、所属の任命権者ごとに、これまでの勤務成績、それから健康状態、勤務意欲について所属長が面談などをして、最終的には再任用内申書という形で提出していただいて、それを基に書類選考で決定をしております。

○大島委員

同じく、議案の説明では、法が改正になって満額支給されるのが1年遅れるという説明も受けておりました。私は資料を要求いたしまして、この1年遅れるということが、ちょっとこれもまた私の認識不足か、退職後1年なのかなとそうに思っていたわけです。年齢との関係があったということですね。

今、再任用は24名で、この中で、年金が満額支給されていないということですから、その年金の割合というのは、例えば一定の年齢になったときに満額支給されるのであれば、その間、満額ではないわけですね。年金が全額支給されるわけではないでしょう。その点について、今、どのような処置なのか、年金はどのくらいの割合なのか。満額出て100とすれば、その年齢に達するまでの期間の年金はどのくらい受給されているのか、割合で教えてください。

○(総務)職員課長

基本的に、現在の制度は65歳まで年金支給が5年延びるので、今の制度的には61歳になった月から年金が支給されるということで、それまでは支給されないということです。

○大島委員

まったく支給されないのではないですか。

○総務部次長

制度としては1年遅れということではなくて、今おっしゃったように年齢がその年度の中に来れば、いわゆる満度の年金の受給権は発生するというところでございます。その間、いわゆる満度の年金のうち、たしかおよそ6割くらいだと思いますけれども、そういった部分的な年金が支給されることになります。

○大島委員

満度ではなくて60%くらいは支給されていると。わかりました。

それで、小樽市内の再任用の条件というのはどのようになっているのか。

○総務部次長

これは、たしか平成12年に経済部が行いました労働実態調査の中で、およそ5人以上の従業員の、

○大島委員

済みません。失礼いたしました。

市内ではなくて、今の市の再任用者のみで結構でございます。

○(総務)職員課長

給与の関係でよろしいでしょうか。

月額につきましては、短時間任用職員で12万9,800円、手当につきましては、通勤、調整、期末、勤勉、超過勤務等々、それらの支給となっております。

なお、期末、勤勉手当の支給率は、年間合計で2.5カ月分というふうになっております。

以上です。

○大島委員

単純に時給に換算すると、いつかの特別委員会でも市民クラブの斉藤(裕)議員の方から指摘がありましたように、民間と比べると大変優遇されている。そのようなことから、市民クラブとしては、これはちょっと優遇し過ぎるということで反対の態度を表明してきたところでございます。

先ほどの再任用者24名、この誕生月はどのようになっていますか。

○(総務)職員課長

資料の方に誕生月別再任用職員数ということで載せてございます。

4月が2人、6月が2人、7月が1人、8月が1人、10月が1人、11月3人、1月が7人、2月が5人、3月が2人と。

以上です。

○大島委員

それで、私は審査が必要ではなかったのかということで、先ほど審査内容をお聞きしました。

3月31日に市を退職して、4月の1日かもしれませんが、30日かもしれませんが、そういう方が2人もいるということは、これは問題ではないですか。再任用の精神からいっても、これはちょっと違うのではないですか。

だから、これは、一般市民から見ますと、4月で61歳になるわけでしょう。そうすると、満度の年金の対象になるわけですよ。この点についてはいかがですか。

○(総務)職員課長

制度の趣旨については、ご承知のとおり、雇用と年金で60歳代前半の生活を支えるという趣旨で、その職員につきましても、意欲と能力のある人、これを1年間雇用するということで、あくまでも任用という形で1年間のスパンで考えられた制度だということです。

以上です。

○大島委員

だから、それは年金が満度出るまでの間ということではなかったのですか。再任用の精神というのは、その期間の生活を保障するということではなかったのですか。

例えば、今おっしゃるように意欲と何かがあれば可能なのだということになれば、私は年金のことは手続などよく知りませんが、この方が、もし4月から受給対象になっていたとしたら、これは問題がありませんか。こういうことも含めて、私は再任用の際の審査というのはやはり厳しくやってほしかったと、そのように資料を見て改めて痛感をしているのです。

これは、市民はなかなか厳しい目で見ておりますよ。何なのだとなりかねないですよ。この点についてはいかがですか。

○総務部長

委員がご指摘のように、この再任用制度についていろいろご意見があることも承知しています。また、民間との関係で優遇されているということに対しても、我々もそういう認識を持っています。

ただ、職員課長が申しましたように、再任用に当たっての国の制度が、一応、年金までの一定の期間の賃金保障という面を踏まえた1年間というものを見据えた制度ということもございまして、お話しのように4月にすぐ誕生日が来る、そういう面での矛盾といえますか、そういうことが出てくるわけですが、他都市でもいろいろな運用の仕方をしている市もございますので、今の委員のご意見などをまた参考にしながら、今後それらについても考えていきたいなというふうに思っています。

○大島委員

来年の退職予定者数は、資料を見ますと39名です。43名のうち対象者が39名ということでございますので、今、部長さんから答弁いただきましたが、再任用についても、本当の意味での審査を十分していただきたい、このように要望いたします。

小樽国際ホテルについて

次に、建築都市部と、一部、経済部も関連がありますので、関連のある部で答弁していただきたいと思います。

資料要求をしました、国際ホテルについて何点かお聞きいたします。

まず、いただきましたこの資料について、説明をお願いいたします。

○(建都)都市環境デザイン課長

お手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。

1 番目でございますが、小樽国際ホテルの建設当初からの所有者、それから経営主体の変遷についてでございます。

この第3ビルの建物につきましては、昭和50年8月11日に工事を着工して、昭和51年8月10日に工事を竣工してございます。

そういった中で、所有者の変遷と経営主体の部分でございますが、昭和50年4月には株式会社フロンテアが設立されております。翌51年12月に株式会社フロンテアが所有権保存登記を行ってございます。翌52年8月、株式会社小樽国際ホテルが所有者になってございます。と同時に、株式会社フロンテアが株式会社小樽国際ホテルに名称変更をしてございます。

平成元年12月でございますが、経営者が株式会社エスポにかわってございます。平成3年12月でございますが、エスポから株式会社ホテル層雲に経営主体が変わってございます。それから、平成11年10月でございますが、所有者がジェイ・アイ・ビー株式会社ということになってございます。経営主体につきましては、株式会社トトムになってございます。

それから、2番目の市からの貸付の状況でございますが、昭和56年度から昭和63年度まで8年間、毎年度3億の貸付を行ってございます。それから、平成元年度につきましては、2億5,000万を貸付してございます。それぞれ各年度末に貸付については完済してございます。

以上でございます。

○大島委員

概要につきましてわかりました。融資についても、返済はされているということでございます。

このたび、現在はホテルが閉鎖しております。この間、ホテル側から市の方に対して何らかの相談があったのかどうか、この点についてお聞かせください。

○(経済)商業労政課長

ホテルそのものの身の振り方についてのことは別といたしまして、当面、宿泊客ですとか、それから宴会とか、そういった方への対応についての相談は経済部の方にございまして、5月1日に1回目の送電停止が行われた際に、1週間程度の猶予をいただきたいという申入れがございまして、それを経済部の方から小樽駅前ビルの方に伝え、了解を得られて1週間ほど送電を再開したということでございます。

その後、5月9日に2回目の送電停止がございましたし、5月27日には上水道の給水停止もありましたけれども、その後、何とか、例えば電気がとまっているのでトイレが暗い状態になっているのですよとか、従業員の方たちは今でもまじめに通って仕事をしているのですよとか、そういった状況の報告については何度かありましたが、市の方にこういうことをしてほしいとか、こういう支援をしてほしいという具体的な申入れというのは、今のところございません。

○大島委員

この国際ホテルは、オープン以来、小樽市が融資をして、返済していただくのに大変ご苦労をしていたことは私も十分承知しております。5月の中ころですか、ホテルの前に行ってみました。そうしたら、レストランは経営をしていたのですね。10日過ぎです。そして、電気をとめられたと、それを訴える文章と、そしてまたランプで朝食をやっているよと、ぜひそのランプの明かりの下でということで、また営業を頑張っているのだなというふうにもその姿を見てきております。

現在、閉鎖をされていることによって、経済部は、どのように市の財政に、あるいはまた関係の業界などに影響を及ぼしているのか、この点についてはどのように判断しておりますか。お聞かせください。

○(経済)商業労政課長

私どもといたしましては、3ビルの中に入居しておりますテナントが、資料にも出させていただきましたとおり19店舗ほどございますし、そういったテナントに与える影響というのも非常に懸念しております。それで、核となるホテルというものがもし仮になくなったとすれば、それを中心として経営してきたテナントには非常に大きな影響があるだろうと。お話を聞くところによりますと、中にはそれほど影響はないという経営者の方もいるのですけれども、かなり影響があるという方ももちろんおりますし、特に地下の部分の飲食の関係になるとかなり影響があるだろうと言われておりますし、私どももそうではなからうかなと想像しております。

そういったことで、新聞などにもちょっと出ましたけれども、サンビルプラザの商店会が、今日あたりに会合を開いて、いわゆるアドバイザーを導入するということについてどうだろうかということを検討するということも聞いておりますので、その辺の結果などもお伺いしながら、できることがあれば市の方でも対応していきたいというふうに考えております。

○大島委員

今、テナントを中心に答弁がありました。影響というのは、そんなものではないのではないですか。例えば、宴会があることによって、終わった後、国際ホテルの隣にタクシーの乗り場がございますが、行列をつくっているではありませんか。だから、この影響というのはやはり広範囲にわたって出ている、私はそのように判断をしております。

また、今、アドバイザーという言葉が出ましたけれども、このアドバイザーというのは、昨日か、先日か、代表質問の市長答弁にもございましたけれども、これはどのような意味なのか、お聞かせください。

○(経済)商業労政課長

アドバイザーといいますのは、こういった商業関係の活性化等についてのいわゆる専門家ということで、何らかの資格を持った方に当たる者でありまして、例えばそういった方を派遣してくれる機関の方に市の方から依頼をいたしまして、来ていただく、そして、専門的なアドバイスをいただくという仕組みでございます。

○大島委員

それは、テナントに対してですか。

○(経済)商業労政課長

商店会に対してお話をいたしますけれども、その際には、実際にこの店舗でやるのではなく、この方がいいとか、こういう業種はこちらに行った方がいいとか、そういういろいろなお話、ですから、お話自体は商店会全体のことですけれども、個店それぞれの内容にも及ぶということがあると思います。

○大島委員

実際に、私自身も、ホテルに申し込んでおりまして、大変困った一人でございます。私は、5月25日に申込みをしておりました。もう案内状も出した後でございますし、とりあえず締切りまで待とうということで、締切りの翌日、実際に自分の目で、耳で対応したいということで行きました。申し込んでいる方は、本当に期待を持ちますよ。市税投入もあるから水は絶対にとまらない、とめることはない、このようにおっしゃっていました。今、上層部で話し合いをしていい方向に向いているから、もうちょっと時間をください、日にちをくださいと。そうすると、申し込んでいる方としてみれば、期待をするではないですか。その中には、結婚式もありました。いろいろお話を聞きますと、かなりの宴会の申込みがあり、また説明によって3分の1はキャンセルがあったと。しかし、残りの3分の2は待っているよという返事でした。これは、私の耳で聞いてきたわけですから、間違いございません。そのようなことで、5月の予定を見ましてもかなりの宴会が入っていた。結局は、この方々は、期待をしながら、残念

な結果になったのだらうと思います。これもやむを得ないと思います。

また、1日に電気が消えて、すぐ何時間か後に再開をされた。そしてまた、9日に電気がとめられた。その間、1日には、びっくりしましたけれども、再開になったのだと喜んだ一人でございます。これは、関係者の皆さんは同じだったと思います。しかし、内情を知っている方は、これは無理だろうという判断もあったらうと思います。

そんなことで、何せ駅前でございます。これからどのようになるのかは、管理組合との条件があると思います。この点については、経済部として、今後、再開に向けてのことについてはどのように考えているのか、部長さん、お願いします。

○**経済部長**

今、大島委員からいろいろと影響についてのお話ございましたけれども、確かにあそこに入っているテナントだけの問題ではございません。やはり、駅前の顔として、あそこにホテルがあるかないか、灯がついているか消えているか、これは非常に大きな問題でありまして、都市のイメージとして、今回こういう結果になったことについては、イメージダウンにつながったろうという意味での影響の大きさははかり知れないものがあったというふうに思っております。

ただ、これにつきましては、あくまでも、駅前ビルというビルを管理している会社と、それとあそこに所有権を持っているジェイ・アイ・ビーとの間で、共益費にかかわっての支払いをめぐる問題がございますので、それに対して市がいろいろと関与をするということはなかなか難しい立場でございます。

これから、この関係がどのようになっていくかということにつきましては、私たちとしては、ホテルなり駅前ビルからその時々状況の報告を受けてございますので、その辺の推移をひとつ見守りたいと。

それと、国際ホテルとして、ジェイ・アイ・ビーになるのでしょうかけれども、責任者としての方向性といえますか、それをどこかで明確にしてもらう時期というのは当然必要なわけがございますので、その辺についても、駅前ビルとの間で、ぜひ場を設けながら、最終的な方向性について出してもらうように、いろいろな機会を通じてお話し合いをしていくような方向でやっていきたいと思っています。

○**大島委員**

新聞報道によれば、9月退去というようなことも報道されております。これは、小樽にとっても大変な問題だなと、そのように思っており、また、一日も早い駅前の顔としての再開を願ってやみません。

朝里川温泉について

次に、引き続き、経済部にお尋ねいたしますが、朝里川温泉について何点かお尋ねします。

昨年、掘りました3号井の現状について、どのようになっているのか、お聞かせください。

○**(経済)観光振興室観光事業課長**

3号井の現状についてであります。現在、ケーシングの地表側の先端部に二重のふたをいたしまして、それをバルト締めして温泉水が漏れ出さないように措置をしております。

○**大島委員**

そうすると、埋戻しはしなかったのですね。ただ、ふたをしているだけということですか。

○**(経済)観光振興室観光事業課長**

現在、埋戻しはしてありませんが、3号井は湯量は少ないものの、これを何とか活用することができないものかということで検討の余地はあるのではないかと考えた下に、埋戻しは行っておりません。

○**大島委員**

そうすると、場合によっては使用も可能ということですね。

○**(経済)観光振興室観光事業課長**

使用と申しましても、本来、ボーリングを行う際に、市が目的としました湯湯、給湯として温泉水を使用すると

ということにはならないかと思っています。

○大島委員

今年度の予算で 7,000万円計上されておりまして、4号井を予定しておりますけれども、そのスケジュールについてお聞かせください。

○(経済)観光振興室観光事業課長

ご質問の4号井の今後のスケジュールでございますが、現在、道の環境審議会温泉部会に温泉掘削許可申請を提出しておりまして、今月、6月25日開催予定とお聞していますが、この温泉部会に諮られまして正式に許可がありましたら、約2カ月間をかけましてボーリングを行います。そして、揚湯試験を行って、これが期待どりの結果が得られた場合には、配湯設備設計を行い、再び環境審議会の温泉部会に温泉動力装置許可申請を提出いたしまして、今年度末までには配湯設備工事を完了する予定となっております。

○大島委員

6月25日開催の温泉審に書類を提出中だということで、スケジュールをお聞きしました。

場所は決定されたのですか。

○(経済)観光振興室観光事業課長

掘削の地点であります。これにつきましては、道立地質研究所の見解をこれまでお聞きしておりまして、それでは、1号源泉から20メートル離れた場所でボーリングを行うことということで決められております。これは、朝里川温泉地域の場合では、亀裂に支配されるタイプの温泉地だということでお聞きしておりまして、断層の位置から推定いたしまして、湯量を確実に確保するには1号源泉付近での掘削が最も望ましいと。これが、1号源泉から離れるほどリスクが大きくなるということの道立地質研究所の見解をいただいておりますので、これを受けてこの場所に決定をしたところでございます。

○大島委員

深度、温度、湯量と、湯量については掘ってみなければわからないというのが実態だと思いますけれども、どのくらいの湯量が確保されたらよしという考え方があるのか、その点についてお聞かせください。

○(経済)観光振興室観光事業課長

委員がおっしゃるとおり、実際に掘ってみなければわからないというのが実際の考えでございますが、今、推定いたしておりますのは、これも道立地質研究所の見解で、新源泉、いわゆる4号井は1号源泉と距離が近いということもございますので、同程度の温泉を確保できるのではないかと推定されるという見解もいただいております。

これは、1号源泉の掘削当初ということではございますが、これで申し上げますと、4号井の掘削深度は今現在約400メートル、湧出温度としては38度、湯量につきましては毎分200リットルを期待しております。これは、先ほども申し上げました1号井の掘削データを基にしまして推定される数字でございます。

○大島委員

湯量は毎分200リットル、この場所は1号井の20メートル隣ということでございますが、1号井を掘るときにもやはり毎分200リットルの予定をしていたと。それが、年月が経過することによって、現在の姿になっているということでございます。

朝里ダムや、あるいは1号、2号、3号、これらの地質のデータを分析している専門家がおりまして、この方のお話を聞きますと、400メートルの深度では問題があるのではないかと、そのように提言をされている方もありました。それではどのくらいなのだとお話を聞いたところ、今までの分析の地層から見ると、700メートルまで行けば、より湯量も、もっと高い温度も確保できるのではないかとというふうにおっしゃる専門家もいました。

この点については、いかがですか。何か検討をされた経緯がございますか。

○(経済)観光振興室観光事業課長

私どもも検討をしております、信頼のおけるコンテということで私どもが考えましたのは、先ほど申し上げました道立地質研究所の見解ということでございます。やはり、この道立地質研究所の見解では、1号井の掘削データが基になっておりますが、掘削中に、深度、上から申し上げまして157メートル、213メートル、371メートル、そして695メートルが最終でございますが、ここで温泉水のゾーン、存在が認められるとの兆候が認められたということになっております。この4ポイントのうちの695メートルのところにつきましては、温泉水は存在をしていないということと、なおかつ、371メートルからは温泉水の湧出が見られると、確認されるということが地質研究所の見解としていただいておりますので、この見解を参考にして、今現在、371メートルに照準を合わせてボーリングを行う予定でございますが、少し余裕を見て約400メートルくらいまで掘削をする方が望ましいであろうということで、この深度を判断したものでございます。

○大島委員

今、湯量や温度の希望の数値をお聞きしましたが、もしこれが達成された場合、1号井の20メートル隣です。今3号井をお聞きしましたら、3号井はふたをかけたただだと。これらの扱いは、どのようになるのですか。

○(経済)観光振興室観光事業課長

4号井は、これからボーリングをいたしまして、期待どおりの揚湯が確保された場合には、1号井を廃井といたします。また逆に、4号井が1号井より少ない湯量の確保しかできなかったといった場合に、余り考えたくはないのですが、そういった場合には、3号井の湯量の程度を見ながらどうするか検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、これは20メートルしか離れていない泉源でございますので、温泉審としては、両方を使うということは認めておりません。私どもも、申請の時点では、片方を使う場合には片方を埋めるということで申し上げておりますので、どちらかを使うということになるかと思います。

また、3号井であります。これは先ほどもお答え申し上げましたが、現段階では揚湯の予定は持っておりません。

○大島委員

そうすると、3号井については、道有地であり、また埋戻しをしていない、ふたをかけたただだと。4号井の性能いかんによっては、3号井の利用の検討をしますか。この点についていかがですか。検討しますか。

○(経済)観光振興室観光事業課長

3号井については、今、委員がおっしゃるような利用の検討は考えておりません。

○大島委員

しつこいようですけれども、3号井について、利用を考えていないで、埋め戻さないで、道有地のままの場所にあるその泉源、3号井を将来はどうするつもりですか。

○(経済)観光振興室観光事業課長

先ほど、活用方法について、利用方法について検討をする余地を残すために、今現在、ふたをしているだけということではお答えいたしました。例えば今、観光クラスター研究会という研究会がございまして、その中でも温泉水を活用した新しい観光資源、そういったものの考案ということも、製品をつくるとか、そういったものに温泉水が使えないかというようなことを検討している団体もございます。そういった面で、湯量は少なくともいろいろな活用方法があればということで活用の検討をしているところであります。

ですから、これ自体、やはり活用方法は見当たらないということになれば、何年もこのままの状態ということにはならないかと思いますので、一定のめどをつけて、使わないということになれば埋戻しをすることになるかと思います。

○大島委員

今、新しい再利用の方法をちょっとお聞きしたのですけれども、この場合は、かかった費用などは、もし泉源を

再利用したいという団体が生まれたときにはどうするのですか。

○(経済)観光振興室長

今、事業課長が言いましたのは、そういうふうなお考えを持っている方もいるということの事実なのですが、この3号井の現状を言いますと、例えばポンプを入れない、いわゆる揚湯施設など、費用をかけて講じなければ、全く温泉がわいてくるという状況ではございません。そういった中で、例えばこれを本格的に揚湯して、この温泉水を何らかの形で利用するということになると数千万の費用がかかるということですから、その辺は、当然、小樽市でこの3号井を使って何か事業展開をするということとはなかなか難しいというのは今時点で確実に言える話です。

それと、3号井は、絶対的に、先般申し上げましたように日18トンくらいです。1日あの地区で使うのは日100トンくらいですから、ここで数千万かけて配湯設備を講じてやって、日18トンの揚湯であれば、費用対効果から考えると、いわゆる皆さんの施設に温泉を供給することはできないということで、3号井は断念せざるを得ないということで判断したところでございます。

改めて言いますと、新たに今あるホテル等の施設に温泉を供給するということは、まず考えられない。それから、この設備を使って何かの事業展開をする場合にも、それは小樽市としてするということはあり得ないことだというふうに考えております。

○大島委員

この朝里川温泉の最後に、実は、配湯管の施設を、昨日、末端ですけれども、見させてもらいました。今、配管の末端がケアハウスのそばにあります。以前は、植木屋旅館のところはかなり深度の深い末端の配管がございました。それは、温泉の管の温度が下がったときに、温度センサーをつけて、自動的にその下がった温泉水をある一定の温度まで地下に戻すという大変大きな装置でございました。

それで、昨日、見てきた末端の施設は、塩ビのパイプが1本あるだけです。現場で説明を受けましたら、もう戻すほどは、湯量が全然少なくて枯渇状況に近いという説明も受けました。そのようなことから、朝里川地区の今後の泉源確保のために大変危ぐをされている方も実はございます。あそこの施設が温泉を掘りたい、ここの施設が温泉を掘りたいという話もちろは朝里川地区の中で聞くとところでございます。そのようなことで、今、この朝里川温泉街の泉源を確保するためには、新しい民間による泉源のボーリングをとめるためにも、何らかの規制が必要ではないか、。網をかける必要があるのではないかと、そのように心配をされている方もおります。

そのようなことから、この問題について、これは朝里川地域の全体の問題ですから、これは真剣に考えるべきではないのかなと、そのように思うのでありますが、この点についてはどのように考えておりますか。

○(経済)観光振興室観光事業課長

前段の委員のお話の中で、朝里川温泉の湯が枯渇するようなご意見が出ていましたが、今現在、1号井、2号井を使って揚湯して配湯をしておりますが、枯渇ということではございません。毎日、お湯は出ております。ただ、給湯を受ける先が、ケアハウスなどの施設ができたということで、従前から比べますと増えたということもありまして、温泉水全体は、需要からするとほぼ同じくらいの湯量を維持しているということでございます。

それで、後段のこれからの温泉の乱開発の防止ということだと思いますが、これにつきましては、先ほどもお話をさせていただいた温泉審が、乱開発防止という観点を含めて、温泉掘削の許認可の審査をしております。ただ、将来、朝里川温泉地域で泉源が干渉するようなおそれがあるというふうに思われる場合には、これは当然、委員のご指摘のとおり、朝里川温泉地区にとって好ましくない状態だというふうに思いますので、温泉掘削者と協議を行って、調整を図っていく必要があると考えております。

○委員長

大島委員に申し上げます。

21分経過しておりますので、どうぞまとめてください。お願いします。

○大島委員

今、お話を聞きました。

枯渇する心配はないと言っているが、湯量については、掘った泉源の湯量がどんどん減ってきておりますし、そのために2号、3号、4号と掘らなければならない状況でございます。

これは、長い目で見まして、将来、やはりそういうことも必要ではないのかと、そのように思っておりますので、これについてもまた、さらなる検討を続けてしていただきたいと思います。

市道の管理について

土木部に、まとめてお尋ねいたします。

市道の管理について、市道を一時占有する場合、あるいはまた長期占有する場合はどのような手続が必要なのか。また、その場合の使用料といいますか、占有料といいますか、それらの基準になるものをお聞かせください。

二つ目に、市内には、長期間、市道を占有されている箇所はあるのか。そしてまた、あるとすれば、どのように対処しているのか、この2点をお聞かせください。

○(土木)管理課長

市道の管理につきましてですが、市道の敷地を占有する場合につきましては、道路法の第32条、道路の占用の許可という規定に基づきまして、道路管理者であります小樽市長に占用許可の申請書を出していただいて、道路管理上、支障がないものと判断したものについて許可を与える、そういうことになっております。

それから、占用料金の基準ということでございますが、道路占用料につきましては、道路法の第39条によりまして市の条例で定めるということになっておりまして、現在、小樽市道路占用条例において料金を定めて徴収しております。

次に、市内で長期間の道路占用ということでございますが、家屋だとか、玄関先とか、いろいろ建物が市道にはみ出しているというような例は、全体の数としては押さえておりませんが、あると思います。

○大島委員

市道が工場の一部あるいは工場の用地そのものになって、長年にわたって通行不可能な道路がございます。北浜1丁目裏通線について、どのように対処しているのか、お聞かせください。

○(土木)管理課長

今、ご指摘の市道北浜1丁目裏通線でございますが、あそこにあります市道につきましては、大正9年の4月1日に供用開始ということでございます。現在、あの路線につきましては130メートルくらいの長さがあるかと思っています。この中に、一部、自動車交通不能の区間というのがありまして、30メートルぐらいです。実は、何かといいますと、石づくりの倉庫といいますか、委員のご指摘のありました現状で作業場になっているところだと思います。

この建物につきましては、調査してみましたら、明治時代の建物でございまして、道路認定より先にあったという建物だと思います。現在、あそこの使用者と、例えば建物の所有者、土地の所有者を調べてみましたら、それぞれが使う方が違っているということもありました。こちらの方としても、道路上に建物が出ているということは事実でございますので、現状の中ですぐセッバックしていただきたいというようなお願いは、なかなかできづらいところはありますので、改築あるいは更地にするようなことがありましたら、道路側に出ているからということで、見ていただいて壊していただく、こういう話になろうかと思っています。

○大島委員

付近の方は、過去には再三にわたっていろいろな方をお願いしているそうでございます。今、明治時代の建物だ、道路ができる前だと、そのことは言うておられませんか。工場の一部として使っているわけでしょう。だから、建物云々よりも、それに付随するいろいろなものをきちんと整理整頓していただいて、通行可能な道路にしてください。

いよ。

それで、どうしてもだめだというのであれば、適正な手続をしていただいて、適正な料金を課したらいいのではないですか。そうしなければ、地域の方は納得しませんよ。

今、お祭りでも何でも、道路を占有するということになれば、先ほどの答弁にもございましたけれども、たとえ何千円でも徴収するではありませんか。看板一つ出したって、国道であれば開発局は物すごくうるさいですよ。だから、そのように適正な、もしどうしてもだめだというのであれば、それだって、市道を長期間占用させるというのはいいのかどうなのか、これは私はわかりませんが、長年にわたって市もわかっていながらその現状を黙認しているというのは、やはり地域住民としても納得がいかないと、そのように、再三、私のところにも来ております。前にもお話しして、現場を見ていただいておりますが、片づけられるものは片づけていただけてください。いかがですか。

○(土木)管理課長

建物の件につきましてはそういう事実関係がございますが、委員がご指摘のように、現状の付近の使われ方ということでは、例えば自動車の関係の再生をしているというような感じで、道路上に自動車をたくさん置いて、ほかの通りの邪魔をしているという現状がございました。私も、現場を見に行き、そういうところに立ち戻って現状を把握しておりますので、そういう点につきましては、道路上の支障になっているということで、使用されている方に注意をしていきたい、こういうふうに考えております。

○大島委員

終わります。

○委員長

それでは、市民クラブの質疑を終結をいたしました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 3 時45分

再開 4 時00分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○斉藤(陽)委員

孤独死防止対策について

秋山委員の質問時間もございますので、簡潔にお伺いをいたします。

まず、孤独死防止対策についてお伺いいたします。

高齢者の世話付住宅生活援助員派遣事業についてお伺いをいたします。

まず、答弁いただきましたところによりますと、生活援助員の方が毎日9時から5時まで勤務されるということで、安否の確認もされているということなのですが、毎日の安否の確認の回数は何回になりますでしょうか。

○(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

生活援助員の援護支援という件ですけれども、安否確認は1日に1回、それで確認できない場合は、約2時間置きくらいに確認して、17時くらいまで巡回しますけれども、それで確認できない場合は夜間の屋内照明などを確認し、また再度確認するということであります。

○斉藤(陽)委員

ご答弁いただきました内容で、家事援助とか、生活指導、生活相談等を行っているということですが、その中身

について、例示的で結構ですけれども、具体的に内容をお示しください。

○(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

家事援助につきましては、調理あるいは整頓という部分になるかと思いますが、今まで実績はございません。

それから、相談の内容ですけれども、生活指導相談員ということで、大体ここ3年間くらいは年10件くらいなのですが、緊急通報装置の使い方の指導、あるいは、通報ベルを呼びなさいよと指導してやる、それから国民年金の相談、あるいはヘルパーの依頼相談というものがあります。

○斉藤(陽)委員

生活援助員の方は、実際に行っているいろいろお話を聞いたりしますと、みんな、居住している方からは先生、先生と呼ばれているようなのですが、資格要件とか資格能力といった部分で援助員の方の要件というのはあるのでしょうか。

○(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

L S A の能力、資格なのですけれども、能力、資格等の要件につきましては、特にございません。要綱では、心身ともに健康であること、老人福祉に関して理解と熱意があること、それから、安否確認、相談などのサービスを適切に実施する能力を持つことということになっておりまして、先生、先生と言われておりますのは、教員の O B ということで先生というふうに呼ばれております。

○斉藤(陽)委員

実際に先生だと、居住している方からは、非常に親しまれているというか、本当に頼りにされているという感じはわかるのですけれども、業務が社会福祉法人の小樽北勉会さんの方に委託をされているということです。この委託費用について、平成14年度の当初予算で 442万 2,000円と計上されているわけですが、この内訳をお示しいただけますか。

○(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

年額の委託料ということで、その内訳ですけれども、当初予算で人件費は 292万円、光熱水費、電話料等の物品費が75万 5,000円、それから緊急通報装置保守料、清掃料などの管理費が74万 7,000円というふうになっております。

○斉藤(陽)委員

いろいろな項目があると思うのですけれども、いずれにしても、この事業自体は、今後非常に重要性が高まるということで、今後については、既存住宅についても取り組むべきではないかというふうにも思うわけです。

市長からご答弁いただいた中に、高齢者の住宅等安心確保事業との関連というのが出てくるのですけれども、この関連というのは、もうちょっと具体的に言っていただくと、どういう関連が出てくるのでしょうか。

○(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

高齢者住宅等安心確保事業ということで、平成14年度から介護予防生活支援事業の一つとして組み込まれたわけですが、現在のシルバーハウジングにいます生活援助員は、市町村が派遣して高齢者の安否確認や生活相談を行うということになっております。最近、民間でも高齢者向け住宅のケースが進んでおりまして、市町村が、生活援助員のほか、民生委員や老人クラブなどを含めた高齢者の安否確認に関する連絡協議会を設置いたしまして、計画を策定します。その中で、これら住宅に居住する高齢者の安心を確保していけるよう支援する制度というのが高齢者住宅等安心確保事業ということです。

生活援助員につきましては、現在、30戸以上で1人、週5日以上勤務ということになっておりますけれども、これが50戸から100戸に1人、そして週2回という生活援助員の派遣ということになります。それは、地域の実情によりまして運用できるよう緩和されたということです。そのほかに民生委員あるいは老人クラブなどによる訪問活動も活用していくというふうになっております。ただ、今現在、実施要綱は、厚生労働省の中で詳細を検討する

ということで、まだ来ておりません。

○斉藤（陽）委員

民間の方へも拡大する、そういう取組になる可能性があるということだと思うのですが、既存の公営住宅等にも、常駐でなくても、随時派遣するとか、巡回するとか、そういった検討も進めていくべきではないかというふうに思います。

今、若干出てきましたけれども、地域福祉ネットワークの推進という部分で伺っていききたいと思います。

まず、ご答弁いただいた中で、ネットワークがなかなか広がらないということがありまして、勤労世帯の勤務時間が問題だと。それから、町会が協力してネットワークをつくるといっても、その町会自体が高齢化している、そういったことでそういうネットワークがなかなか広がりにくいのだというご答弁だったのです。

実際、蘭島の例があるのですけれども、配食サービス、給食を届けるという活動を通じて、それを切り口というか、きっかけにして、高齢世帯のところと顔なじみになっていくということが第一歩だったということなのです。この蘭島の方では、配食サービスするに当たって、何世帯に対して、携わっている方は何人くらいだったのかというところを確認したいのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

蘭島の配食数は、ネットワークでやっている配食数ということですが、13年度で申し上げますと、食実数は約 2,360食で、配食者は15人ということになっております。それで、配食されている人は55世帯ということになっております。

○斉藤（陽）委員

ということは、55世帯を15人でケアするというような形です。これは、割合でいきますと、1人当たり何世帯になるでしょうか、3.5世帯を1人で分担するというような形になると思うのですね。小樽全市のことを念頭に置いているのですけれども、非常に乱暴な大ざっぱな計算ですが、小樽全体の高齢の単独世帯は、今現在、何世帯になりますか。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

高齢者独居世帯ということでしょうか。

○斉藤（陽）委員

はい。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

13年度の民生・児童委員の調査があるのですけれども、これによりますと、独居高齢者は約 5,600人ということでございます。

○斉藤（陽）委員

ちょっと前に私が調べた数字と違いますけれども、5,600人としまして、小樽全市の町内会の数は何町会あるのでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

現在の町会数は、これは聞いた数字なのですが、総連合町会、加入、未加入を含めまして、175町会です。

○斉藤（陽）委員

175町会あって、大ざっぱに、全市に5,600世帯という単独高齢世帯があると、これを割りますと、幾らになりますか。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

5,600の175ですから、単純に割りますと、1町会当たり32名ということになります。

ただ、規模の大きい、小さい、それから地域格差があるかと思いますが、一概には言えないかと思いますけ

れども、平均で申し上げますと32くらいということになります。

○斉藤(陽)委員

確かに、多い、少ないというでこぼこはいろいろあると思うのですが、本当にこういう単純計算をしてみただけでも、1町会あたりに32世帯くらいの高齢世帯があるのだと。

それで、蘭島の町会の例で考えれば、55世帯あって、それを15人の携わる方がお世話しているということであれば、各町内で10人から15人くらいの、そういうボランティアといいますか、携わる方が頑張ってくれば、何とか、絶対不可能ということではないのですね、こういうネットワークづくりといいますのは。ですから、そういう勤労世帯の勤務時間に、確かに働き盛りの人が自分の仕事の時間を割いていろいろな活動をするというのは大変ですけれども、ただ、それを大変だと言って頭からあきらめていると全然進まないということだと思うのです。ぜひ、あきらめ切って何もしないというのではなくて、何とかやればできるのだという思いでやるべきでないかというふうに考えます。

次に、関連しまして、緊急通報ペンダントについてお伺いをしたいと思います。

緊急通報ペンダントについては、受けられるための要件があると思うのですが、それを一応全部教えていただきたいと思います。

○(経済)高齢社会対策室高齢福祉課長

緊急通報ペンダント、緊急通報システムなのですけれども、この要件といたしましては、おおむね65歳以上で、所得税非課税で、心臓疾患あるいは高血圧という持病がありまして、日常生活上、常時注意を要するという独居や夫婦の高齢者ということになっております。

○斉藤(陽)委員

年齢65歳以上で、心疾患とか高血圧という部分は非常に当たり前といいますか、妥当なことだと思うのです。しかし、一つ、独居という部分で、世帯としてはご夫婦で暮らしていると。けれども、高齢になれば、片方が、ご主人か奥さんのどちらかが何かの病気で長期に入院されるというようなこともままあると思うのです。1年も入院されている場合は、ややひとり暮らしに近いような現実的な状況があると思うのですけれども、そういう心配についてはどのような対応をされていますか。

○(経済)高齢社会対策室高齢福祉課長

夫婦世帯でどちらかが入院した場合の対応ということなのですけれども、これは、夫婦世帯でありまして、私が今申し上げた要件にどちらかが該当すれば設置対象となります。

ただ、入院して寂しいだとか、あるいは不安があるだとか、それから、先ほど申し上げました心臓疾患や高血圧の事情がない人であれば難しい状況になるのかと思います。

このような場合につきましては、例えばN T Tの安心フォンというのがあるのですけれども、そういうものを活用いただいてそういう不安を取り除いてもらうようなことをしていただくと。窓口に来た場合には、そういう説明をして、紹介をしていくという状況でございます。

○斉藤(陽)委員

それと、もう1点なのですが、所得税非課税の部分について、この所得税非課税というのは、税の方ですけれども、年金受給の方が多いと思うものですから、年金額にすると幾らぐらいということになりますか。

○(財政)市民税課長

所得税の方で考えますと、年金収入に対しまして、年金控除、老齢者控除、保険料控除など各種の所得控除を差し引きまして課税所得を出しますと、ほとんど所得税がかからないケースが多いと考えられます。

市民税の部分で申し上げますと、市民税の場合、年収 266万 6,667円以下の方は非課税となっております。

○斉藤(陽)委員

そうしますと、現実的に、この要件の中にある所得税非課税というのは、高齢の世帯の方であれば、ほとんどの方が所得税非課税というふうにおよそ考えていいということですか。

○(財政)市民税課長

いろいろな条件があろうかと思いますが、そのように考えてもよろしいかと思います。

また、独居暮らしとなりますと、連れ合いが亡くなってひとり暮らしの奥さんとなり、遺族年金とかで生活している方になりますと、遺族年金は非課税所得ですので、当然、税金はかかっていないということになっておりますので、そういうように考えても可能かと思えます。

○斉藤(陽)委員

そうしますと、逆に、緊急通報のシステムの要件として、所得税非課税という制限といたらいいか、そういう要件を設けた意味は何なのか、聞きたくなるのですけれども、これはどういう意味があるのでしょうか。

○(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

要件を設けたといえますのは、先ほども申し上げましたとおり、5,600世帯の独居老人、そのほかに高齢者の夫婦世帯というのは約7,400くらいあります。それを合わせますと約1万3,000人ということになりまして、非常に膨大な数になります。さらに、心疾患、あるいは高血圧というような要件をつけまして、拡大すればそういうことはないのでしょけれども、現在の財政事情が許す中では、こういうふうなことになるのかなと考えます。

○斉藤(陽)委員

今、市民税課長さんの方に伺ったら、所得税非課税という部分でいくと、ほとんどの高齢者は所得税非課税ですよ。そうであれば、そういう非課税という要件を設けること自体は余り意味がないということになりませんかという趣旨なのですけれども、どうなのでしょう。

○(福祉)高齢社会対策室長

緊急通報システム事業になぜ所得制限を設けたか、ということなのですけれども、これは、いつからか、私ははっきり覚えていないのですが、やはりだんだん高齢化が進みますといろいろな持病を持てきます。特に、この要件としております心臓疾患、高血圧は、突発的に危ない状況になるおそれが高い。こういった状況を踏まえて、それではこういった人たちをどうやって支援をしていくか。法律の中で、私ども市の立場としては、低所得者を対象にやりましょう、こういった歯止めをかけたわけ。その中で、所得税非課税でという要件ができた、ということでございます。ご理解をいただきたいと思えます。

○斉藤(陽)委員

低所得者とか、高所得者とか、そういうことを言う範ちゅうではないですよと、今の市民税課長さんの方のご答弁は、(発言する者あり)

ちょっと違うのですか。

○(市民)市民税課長

先ほど私が申し上げたのは、65歳以上の独居ということ。一般的には、年金収入だけで暮らしている方を想定してお答えしましたので、そういう方の収入と、今言いました所得控除、あるいは独居ですので遺族年金の非課税世帯ということになりますので、所得税がかかっている世帯が少ないということを申し上げました。

○斉藤(陽)委員

相当に高額所得の方で、年金収入ではない方、何千万とか高額所得の方もいらっしゃる可能性がありますから、その部分については、これは該当しないという意味になると思うのです。

ただ、そういうふうになりますと、本当に1人、2人と指折り数えるような、そういうふうなことになるのではないかと思うのです。今、この緊急通報ペダントの要件として所得税非課税という制限を廃止したときに、市の負担というのは増えるのでしょうか。どうですか。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

所得税非課税という条件を廃止した場合ですが、従来、約 300名で12年度予算が 1,252万、そして、市の負担額はその4分の1で 310万となっております。先ほど申し上げた 5,600人、夫婦が 7,400人がおります。これが所得税非課税だと仮定しますと、計 1万 3,000人くらいいるわけですが、これがすべて設置要件に該当するとしたならば、年間約 4億 6,800万、そして、市負担額はその4分の1ということで約 1億 2,000万近くということになります。

○斉藤（陽）委員

今のお話は、そういう方が全部、みんな緊急ペンダントを使うというわけではないですよ。本当に、全体の高齢者の中の何%の方が利用されているわけですよ。そういうことで考えれば、この所得税非課税制限をなくしたときの市の負担というのは、本当にごくわずかではないかというふうに思うのですが、この際、この緊急通報ペンダントについては、所得税非課税という制限はなくするというふうな判断をするべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室長

この緊急通報システムにつきましては、所得税非課税ということだけが印象に残っているような感がありますけれども、本来は、心疾患だとか、それから先ほど申し上げました高血圧だとか、ある日突然、状況が変わるといような懸念を持っている方であって、なおかつ、所得税が非課税と、いわば低所得者対策としての性格も持っている、こういうことでございますので、そのあたりをご理解いただきたいと思います。

なお、例えば寂しいとか、話し相手が欲しいとか、いろいろな面で私どもの方の窓口はこの緊急通報システムを利用できないだろうかというご相談もあります。その際は、制度の趣旨をよくご説明申し上げまして、先ほど課長が申し上げましたように、NTTの安心フォンだとか何かというのも、そういう制度も別にありますということをご紹介申し上げて対応しております。また、今ご質問の所得税制限を撤廃したらというお話でございますけれども、だんだん高齢者世帯も増えてきている状況でございますから、今のところ、私どもは拡大が難しいものというふうに思っております。

○斉藤（陽）委員

ちょっとしつこいようですが、もう一回。

ご答弁いただいているのですけれども、どうも、一緒にたに要件を全部なくせと私が言っているように聞こえたのですが、そうではなくて、そういう心疾患だとか、高血圧、あとは年齢だとか、そういった部分についてはそのとおりですね。ただ、今のいわゆる所得税非課税という制限は、実質的に低所得者に限る制度ですよという意味を持たないのではないですか。実質的に、ほとんどの高齢者の世帯の方について当てはめてもいいのではないかと。小樽全市に何名かのそういう高額所得の方はいらっしゃるかも知れないけれども、そういう方をあえてこのペンダントから除外するという意味が実際に本当にあるのかと。それに対する小樽市の負担よりも、むしろメリットの方が高いのではないですか。高齢世帯という部分の意味合いは変わらないわけですから、高齢であって、体のぐあいが悪くて心疾患、高血圧を持っているわけですから、所得税非課税というのは、実質的に廃止してもさほど市の負担が増えないのであれば、廃止すべきではないかということなのですが、再度お願いいたします。

○（福祉）高齢社会対策室長

この緊急通報ですが、先ほども申し上げましたけれども、所得税非課税、実際にそういう人が何人いるかというのは承知をしておりますが、介護保険の65歳以上の保険料で申し上げますと75%が本人非課税、ということは65歳以上の人では課税になっているのが25%くらいということになっております。

ただ、これが即市民税の方の課税、非課税とはリンクしないですが、結構、事業所得なり、例えばアパート経営だとか、ほかの収入がなくて所得のある人がいる、こういうのも実態でございます。それで、先ほど申し上げ

げましたけれども、これからどんどん高齢化が進みますと、高齢化に伴って心臓病、高血圧、あるいは成人病、こういった方がますます増えてまいります。また、その所得税非課税要件は、現在、補助事業ということでやっておりまして、どちらの要件も所得税非課税が入っておりますので、これとの整合性を図る。それから、撤廃をいたしますと、その後のパイが大きくなりますので、市の負担も増えていくだろうということです。今のところ、厳しい財政事情でありますので、私どもといたしましてはこの非課税の撤廃というのは考えておりません。

○秋山委員

孤独死について

関連いたしましてちょっとお尋ねしたいことがあるのですが、孤独死ということで、先日、年間三十四、五名続いているのだという答弁をいただいておりますけれども、この亡くなられた方は、ヘルパーさんとか居宅介護の支援などを利用しておられた方はどの程度いらっしゃるのですか。

○(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

孤独死につきましては、すべて市で扱っているわけではないということがまずございます。発見されれば変死扱いですから、当然、警察に連れていかれることになりますけれども、発見者はどちらかという、たまに様子を見に来たというような方たち、家族の方が多いということです。それ以外で身元が警察で確認できない方、あるいは親族もいないという場合につきましては、私どもの方に引き継がれて、名前はわかります。ただ、警察で遺族を確認できた場合、身元確認の対応ができれば、警察自体でやってしまうものですから、市には名前の連絡もないということで、実際にデータが正しいかどうかということにつきましてはなかなか把握しづらい状況でございます。

○秋山委員

実は、最近、やはり孤独死の状況で発見された例があったのですが、ヘルパーさんにお世話になっているということで、身内の関係者も安心していた。ところが、死後数日後、胸騒ぎがした知人の方が訪れて初めてわかった。その間にヘルパーさんが行く日にちがあったのに、変だなということで、それがいろいろと話題に乗りまして、ちょっとまずいかなと思ったものですから、確認させていただきました。

そうしたら、亡くなった本人が、何か月前に、役所の方に電話してヘルパーさんの要請を断っていたのですね。そのときに、やはりヘルパーさんのお世話になるというのはある程度の年齢で、自分のことを自分でできない方が多いのではないかと。そうして、そういう年齢の方というのは、今日は頭の方もすっきりしているけれども、波風があるという中で、断りたいという連絡が来たときに、役所としてどういう対応をされているのかというのが、まず第一点、心配になったのですね。確かに個人的なことかなと思うのですけれども、その部分はどのような形で対応されているのかなということを、まずお聞きしたいと思います。

○(福祉)高齢社会対策室長

ヘルパーの関係ですけれども、残念ながら、市が直接やっている部分というのは、身障の部分、それから自立者対策のヘルパーだけでございます。

それで、介護保険の方は、各事業者が本人と契約の上にあるということで、その間ではケアマネジャーにいろいろ相談を受けながらサービスを調整する仕組みになってございますので、その辺の事実経過がわかりませんと、どういうふうな対応になったのかというのは、ちょっと申しかねるのです。

私は、前に高齢福祉にいて措置でやっていたときには、確かに、委員が今おっしゃるように日々の状況にかかわりまして、気が変わるというのでしょうか、要らないよと言ってみたり、すぐ来てと、こういったこともございました。それは、そういった状況をいろいろなところから情報収集いたしまして、例えば在宅介護支援センター、あるいは保健所の相談員さん、こういったところと連携をとりながら、その方が生活に困ることのないように、そういった観点から我々市の方で調整をしていた事実はございます。

○秋山委員

この亡くなられた方は、すべて役所がやっているのだという感覚だからきつとこちらの方にお電話が入ったかと思いますが、このヘルパーさんにそういう断りが行ったという場合は、市役所という立場では関知していないというところえ方でよろしいのでしょうか。

○(福祉)高齢社会対策室長

先ほども申し上げましたけれども、障害者の場合は社会福祉課が窓口ですので社会福祉課で対応いたします。また、自立者支援事業の軽度支援助成援助については高齢福祉課が窓口ですので、そういったお話があればよく事情をお伺いして対応すると。それから、一般的な話でございますけれども、その方がどこへ連絡したらいいのかわからない、そういったことで市の方へお電話をいただきましたときには、相手先というのですか、どこのヘルパーを使っているのかどうか、そういった実態をよく踏まえた上で、私どもの方で適切なアドバイスをしてと、そういうふうなことになるかというふうに思います。

○秋山委員

そういうアドバイスをいただけたら、例えばヘルパーさんを何でとめたのだろうと、普通は不思議に思いますね。それをチェックしていたら、もしかしたらなという思いがあるのです。これは、断ったのは本人ですけれども、もう一步踏み込んで、地域の民生委員だとか、そういう方に、断りが来ているので、ちょっと心配だから見ていただきたいという手が打たれていたら、家族の者にとって重い心残りという部分はなかったのかなということを感じるものですから、今後、そういう問合せがあったときに、ぜひそういうご配慮のほどをよろしくお願いしたいと思います。

介護療養型医療施設について

もう一点なのですが、介護療養型医療施設に関してなのですが、最近、個人医院だとか病院が老人施設につくり直すというか、移行するというのでしょうか、そういうところが増えてきて、介護を受ける側にすれば介護を買うところが増えるという部分ではいいのかなと思うのですが、ちょっと相談というか、そういう例の中に首をかしげることが一つあります。

ある病院に入っていた。それで、近々、療養型医療施設に変えるということで、いろいろな条件を示されまして、それをのむのであれば置いてあげますよという話になって、その話が、具体的に言えないのですが、その話に入院者がびっくりしてしまって、急きょ、退院して自宅に戻った。ところが、やはりぐあいが悪いものですから、入院していたということで、急きょ、救急車で市立病院の方に運ばれた。もう医療の部分でなくて、あくまでも介護ということで、行き先が決まった時点で出ていただきたいということで、困ったということで、こちらに来た話なのです。

それで、聞いてみましたら、まず介護の申請、認定も受けていなかったということで、それから始めなさいというお話をしたのですが、普通であれば、こういう介護型の施設に変えたいという病院であれば、当然、そういうことを進めるというのか、お話しするのが当たり前かなと思ったのですが、こういうところの指定を受けるというのは、道になるのか、どこになるのかという部分をお願いいたします。

○(福祉)高齢社会対策室介護保険課長

今ご質問がございました指定介護療養型医療施設でございますが、ここの部分につきましては、市ではなくて、指定するのは北海道知事でございます。したがって、北海道知事が権限を持っております。具体的に言いますと、後志支庁、倶知安保健所、そのようなものが指定すると。ただ、その指定段階では、人員の基準、管理運営基準、そして設備基準、そのようなものの規定がございまして、そのようなものをクリアしまして初めて後志支庁の方で指定となりますので、当然、指導につきましても後志支庁の方の指導というような形になります。

ただ、先ほど言いました委員からご指摘がございましたほかの保証金なり、こういうふうな形のものにつきまし

ては、要件の方に入っておりません。それらの部分について、後志支庁の方に確認しましたら、やはり基準的な部分としまして、人員、運営基準、そのような基準をクリアされていれば、地域で何個というような形の限界はあるのですが、そのようなものをクリアすれば一応の対象にはなる、そのような状況は聞いてございます。

○秋山委員

話を伺ったとき、何というのか、お年寄りの弱みにつけ込んだひどい商売が始まったものだと感じたのですね。今、全く知らないのですが、そちらがおっしゃったものですから、保証金と、幾らだと。そして、ベット料はまた別料金だ、月々これだけかかると。とんでもないということで退院して、最終的に、また救急センターに運ばれたけれども、その前に、もう一回、その病院に戻ったところが受入れ拒否を受けたということで、こういう話が介護保険にまつわって出てくるようではお先真っ暗かなという思いであります。

こういう話は、なかなか市には入りませんよね。

○(福祉)高齢社会対策室介護保険課長

そういうふうな個々の部分のお話は来ておりません。また、後志支庁の方にもそういうふうな話は来ていないと確認しております。

ただ、先ほど委員がおっしゃいましたように、介護を受けていない方なもので、そういうふうな方であれば、とりあえず介護を受けまして、そういうふうな療養型施設に入りたいというような形でしたら、それぞれの病院の方には、ケアマネジャーという形になるのですけれども、そういう相談員の方がいらっしゃいますので、その方とご相談して入っていただくなり、そのような形の部分でサービスに不満とか、そういうふうなことがございましたら、今言ったように、指導が後志支庁になっておりますので、後志支庁でもよろしいですし、私どもが介護保険の方で窓口相談業務を持っておりますので、言っていただければ、指導はできませんが、後志支庁の方に取り次ぐなり、そのような対応はとりたいと思っております。

○秋山委員

その節は、よろしくお願いいたします。

訪問介護事業所について

もう1点、これも直接関係はございませんが、ちょっとお尋ねしたいのですけれども、名称が訪問介護事業所と。社協で運営しているこの仕組みというのを教えていただきたいのです。

○(福祉)高齢社会対策室長

私どももよく存じ上げないのですけれども、まずお話をさせていただきたいと思います。

以前、介護保険が始まる前に、市の直営部分と委託部分、市の事業として訪問事業をやってございました。介護保険が始まるということで、市がやっていた部分を社協の方に移してやっていただいたという経過がございます。

現在、この社協のそういった事業所のあるところにつきましては、市内に17ある訪問介護事業所のうちの一つとして、従前から実績がございましたので、大体、全体の4割程度ほどを担っているということで、やはり市内の訪問介護事業所の核的なところというようなことでございます。

それから、先ほど申し上げましたけれども、このほかに障害者の方の支援事業、それから、介護保険認定の結果、自立になった方の軽度生活援助事業、これは市が委託をしておりますので、こういったものもあわせて行っているという事業所です。

○委員長

秋山委員、21分経過しております。

○秋山委員

実は、ここの中に何名かの方が待機していらっしゃいまして、通常であれば、よそからの訪問者ということはなかなかない場所かと思えます。そこの中に、どのくらいのメンバーがどういう体制でいらっしゃるのかということ

を、まず、済みませんが、お願いいたします。

いいですか。市のかかわりなのですが、この事業所の中に、どういう形で小樽市の職員の方がいらっしゃるのか、その中身の体制をお願いいたします。

○(福祉)高齢社会対策室長

社協への人的な支援の関係でございますけれども、主幹が1人、それから係長職1人、この2名をこの事業へ支援をするという意味で派遣をしております。

○秋山委員

実は、ちょっとお邪魔することがありまして、ここにいる2人のメンバーでお邪魔いたしました。なかなか顔が売れていないものですから、すばらしい対応を受けまして、どのくらい立たされましたでしょうという状況でした。そして、そのとき何名かの女性の方、若い男性の方がいらっしゃいましたが、じろりと一べつされまして、ややしばらく、こちらの方が疲れ、汗がにじみ出るような思いで立っておりました。ああ、懐かしい、旧役所の体制がここに残っているのかなと。申しわけありませんけれども、言っているのか悪いのか、言ってしまいましたけれども、でも、大事な中で、いまだにこういうところがあるのと。やはり隔離されている場所というのは、そういう監督という関係が伸びないのかなという思いで帰ってまいりました。

そこにいらっしゃる方々にどういう指導をされているのかなと。どんなところに行っても、目が合ったら、「いらっしゃいませ」は言わなくてもいいから、「どういうご用件でいらっしゃったのですか」という対応は、これは常識の世界だと思います。どういう神経をしているのかと、2人で外へ出てから、好きなことを言いました。そういう体制は、やはり福祉に従事している立場という部分をもう少しわきまえていただきたい。私たちならまだいいのですけれども、知らないで、こういう福祉関係の、ここに行けばもしかしたら相談を受けてくれるのかなと思いながら、暗い階段を上がって行って、そういう対応だったらどんな惨めな思いで帰るのかなということを感じましたので、今後、そういうところの指導の徹底という部分をよろしくお願いしたいと思うのです。

○助役

今の施設は、先ほど経過を申し上げましたように、市のヘルパーを社会福祉協議会に移行しまして、社会福祉協議会としてのヘルパーを雇用して事業所を経営しているわけでございます。事業所の経営自体は社会福祉協議会でありますけれども、市の方からも、今言いましたように職員の支援をしているということでございまして、そういう対応があったということについては、調査してみますけれども、そういうことがあったとすれば、大変申しわけないというふうに思っています。これからまた、市の職員は私どもが直接指導できる立場でございますから、そういう指導をしてまいります。それから、福祉協議会の方にも、そういった抱えているヘルパーさんなりの対応、応接につきましては、くれぐれもそういったことないように私の方から申し送りをしたいというふうに思います。

○秋山委員

終わります。

○委員長

それでは、公明党の質疑を終結いたしまして、最後に民主党・市民連合。

○佐々木(勝)委員

小樽の雇用環境について

予定の時間が5時というので、短い格好にして終わります。

学校で授業をやっている、チャイムが鳴って、その後も長々やっていると、これは非常にトラブルの基になる。結局、いい話合いをしていても、それは無になってしまう、こういうことです。そういう面で、3点ほど予定しておりましたけれども、財政問題については、代表質問の中で再質問を留保して今日を迎える、こういうことを言っ

ておいたのですが、これをやりますと多少長くなってくるということがありますので、財政の方に通告しております問題は後日にいたします。言いたいことは、金がなければ知恵を出そうと、こういうことでどうされるのかなと思った件でした。それで、時間の関係がありますから、5時に上げるということで頑張ります。

2点、用意しました。

その一つは、代表質問の中で、今日的な小樽の雇用環境、特に経済対策について、順次、詳しくお聞きしました。その中では、市ができれば雇用創出の問題、それから、他に働きかけて可能な限りの努力をしたということについては、高く評価したいというふうに思います。

ただ、一つ一つのことが常に次のステップにつながっていったら、全体として底上げできるというか、そういう仕組み立てをやはり考えなければならぬだろうというふうに思います。だから、その積み上げた問題が、場当たり的なことではなくて、総合政策というものにつながっているのだと、総合政策づくりというか、ここのところに精力を向けていきたいというふうに思っております。

そういう観点で考えれば、ごく最近の景気と雇用の関係なのですけれども、小樽の実態をつぶさに知りたいという観点から、景気は、底入れの状態、やや上向きにかかっている。もうこれ以上はという甘い見通しみたいなものが出ているし、雇用環境もよくなったように取りざたされているのが現実かなというように思うのです。しかし、一体、小樽市に当てはめてみた場合にはどうなのだろうかと、こういう観点でひとつお聞きしたいというふうに思います。

○(経済)商業労政課長

今、委員がおっしゃいましたように、景気の動向などを見ますと、全国レベルの段階では底入れ感でとまっているということも言われておりますし、雇用の状態におきましても、全国レベルで言いますと、有効求人倍率が2か月連続して上昇したというようなことも言われておりますけれども、事、道内、それから小樽ということになりますと、そういったことは恐らく当てはまらないだろうと。道内の有効求人倍率にいたしましても、4月の段階で0.37ということで、0.04ダウンしております。これは、9か月連続前年割れということになっております。それから、小樽と余市の管内におきましても、有効求人倍率は4月の段階で0.36ということで、前月比0.04ダウンということになっています。そういったことからすれば、道内については非常に厳しい状況にあるというふうに言えるかというふうに思います。

○佐々木(勝)委員

よく話の中で出てくる完全失業率の関係というのか、ここのところは、範囲は狭めて、この小さな地域の中で推しはかれるものなのだろうか。その辺のところを。

○(経済)商業労政課長

完全失業率ということになりますと、全国レベル、それから道内レベルということに限られます。

ちなみに、数字を申しますと、全国の4月の完全失業率は5.2%、それから、道内においては、1月から3月期においては7.2%ということで、全国の中でも北海道が非常に悪い状況だというふうになっております。小樽・余市管内レベルになりますと、昨年比というレベルまでは確定できていないということでございます。

○佐々木(勝)委員

その分についての状況ですから、今、月々で言うと、私がデータ、もらった資料によりますと2月、3月の段階、順次、4月、5月の状況も出てくるのだと思いますけれども、そういう部分の数字については、常に情報収集を早くして、それに対する対策を行ってほしいというふうに思いますので、今後の対策について。

○(経済)商業労政課長

対策ということで、その対策に至るまでの情報収集ということについては、ハローワーク等を通じまして、皆さんに公表される前に、できるだけ早く私どもにも教えてほしいということを申しておりますし、そういったことで

情報収集を行いたいと思っています。

それから、今後についても、市の方でやれることというのは、非常に限界はありますけれども、いろいろなそういう機関と連絡をとりながら、国から、それからまた道から来るような施策、そういったものに対しても協力していきたいですし、市独自でできるものがあれば、また、それを行っていくという方向、精神で、何とか雇用の創出に向けて努めてまいりたいというふうには思っています。

○佐々木(勝)委員

問題は、雇用不安がこの先に横たわっているわけですから、雇用不安を解消するような取組を知恵を出して頑張っていきたいということだと思います。

まち育て講座について

最後になります。もう一つは、まち育て講座の問題です。

たしか昨年の6月、取り組んできたということがありますので、これの実施状況、特に、まとめてきておりますけれども、まず実施状況はどうだったのかという大枠なところで。

○(企画)高野主幹

実施状況でございますけれども、全体的には213件、8,655人の利用があったというところでございます。内訳を申しますと、総合計画上で分類されておりますけれども、教育文化関係、これは科学館のサイエンススクール等を含めまして37件の利用がありました。それから、市民福祉は、保健所関係で健康、育児関係が多かったわけでございますけれども、54件と、それから、生活環境で消防関係の救急救命関係が46件、それから、交通安全関係が52件、産業振興につきましては、観光関係が5件、商工業関係が3件、計8件、その他といたしまして、行政改革、小樽市の台所事情、市民税関係、小樽まちづくりそれぞれ1件、大体、そのような内訳になっております。

○佐々木(勝)委員

たしか80項目の6分野というふうに押さえていただろうと思います。手をつけられていない部分は、1年間の分ですから、80項目全部を網羅されているとは思っていないのですけれども、欠けているところもあるというふうに思います。そういう中で、傾向と実態といいますか、傾向と対策があると思いますけれども、どういう傾向にあるのか。

○(企画)高野主幹

どちらかといいますと、傾向といたしましては、専門的な講座というか、そういうものが多いということ、そして、別なねらいといたしまして、せっかくそこにいるわけですから、そこで提言、意見等を聞くと。そういうことも目的にしておりますが、残念ながら、この点についてはなかなか具体的な提言がなかった、そういうようなことが一つの課題ではないかというふうに思います。

○佐々木(勝)委員

この関係は、全体的に網羅しているという部分で分野別に聞こうと思ったのですけれども、まとめを後でまた聞かせていただいて、それを分析し、やりとりしたいというふうに思います。

大事なことは、これは平成13年度の事業だというふうに思います。いわゆるやった事業に対して、先ほどの政策評価ではないけれども、やはり、きちんとした事務事業の点検をやるのが大事ではないかなというふうに思っています。そういう面で考えて、全体的なまとめといいますか、そういうものは、後日、また聞きたいというふうに思います。

以上で終わります。

○委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって、本日の質疑を終結し、散会いたします。